

2022

DISCLOSURE

枚方信用金庫の現況



金庫概要	1
ごあいさつ	2
事業の概況と業績の推移	3
ひらしんと地域社会	5
組織図・役員一覧	6
地方創生に関する取組み	7
ひらしんの活動・トピックス	10
総代会制度について	11
役職員の報酬の開示について	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	15
コンプライアンス(法令等遵守)の体制	19
ひらしんの各種方針・取組み等について	20
金融ADR制度への対応	21
リスク管理の体制等について	23
業務のご案内	25
サービスのご案内	26
預金商品のご案内	27
融資商品のご案内	28
手数料のご案内	29
ひらしんのあゆみ	31
貸借対照表	33
損益計算書・剰余金処分計算書	34
財務諸表の注記	35
主要な経営指標の推移	38
自己資本の充実の状況等について(パーゼルⅢ第3の柱)	43
リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等	51
開示項目一覧	52
営業地区・店舗のご案内	53

経営理念

相互扶助の理念のもと、
地域に根差した金融機関として
未来に向かって人と地域をつなぎ、
持続的な成長とともに
地域社会の発展に貢献する
信用金庫を目指します

基本方針

- 1. 地域社会の発展に寄与する**
北河内7市の発展成長を目的とし、社会的責任の重さを自覚し、あらゆる課題に対して積極的に対応します。
- 2. 奉仕精神に徹する**
お客さまのために何ができるのか常に考え誠実に行動します。
- 3. 役職員一丸となる**
全役職員が一致協力し目指すべき目標達成のため挑戦し、働きがいのある職場作りと職員の幸福を目指します。
- 4. 共存共栄をはかる**
お客さまとの信頼関係を育み、地域に必要とされる信用金庫を目指します。
- 5. 健全をむねとする**
地域の金融機関として質・量・バランスのとれた健全な金融機関を構築します。

金庫概要

2022年3月31日現在

名称	枚方信用金庫
本店所在地	大阪府枚方市岡東町14番36号
創立	昭和25年8月1日
出資金	11億61百万円
預積金残高	4,550億円
貸出金残高	2,155億円
店舗数	20ヶ店
店外ATMコーナー	14ヶ所
常勤役職員数	312名

シンボルマーク



枚方の「ひ」
信用金庫の「し」
21世紀の「21」

青色は母なる川「淀川」を、戯れるユリカモメの黄金色は、実りと温かさ潤いを表現しています。

流線形で動きのあるラインはひらしんの揺るぎない自信と躍進への願いが込められています。



平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。ここに第72期の事業概況をご報告申し上げます。

当金庫は地域の皆さまに支えていただきながら、北河内7市に20店舗14出張所を展開するまでになりました。今後も設立時の原点を忘れることなく、「相互扶助の理念のもと、地域に根差した金融機関」として役職員一丸となって業務に邁進する所存でございますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和3年度を顧みますと、新型コロナウイルスは変異株の出現により感染拡大が繰り返されるなど、引き続き新型コロナウイルスに翻弄される一年となりました。また、世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻で、国際社会の平和と秩序が脅かされ多くの尊い命が奪われています。これらにより、経済面でも資源価格の高騰やサプライチェーンの混乱、記録的な円安などは地域事業者の皆さま

に大きな影響が及ぶと予想されます。先行きは不透明ですが、当金庫は今後も地域の皆さまの課題にお応えし、地域経済の発展に努めてまいります。

当金庫では昨年度から「ひらしん3ヶ年計画」をスタートさせ、「顧客エンゲージメントの形成を通じた地域のプラットフォーマーへ」を根幹とする様々な事業に金庫を挙げて取り組んでまいりました。その1つが新型コロナウイルスワクチン接種支援です。ワクチン接種率を高めることは感染率を低下させ、医療崩壊を防ぐことにつながり、ひいては地域経済の活性化につながります。そこで各自治体のワクチン接種が円滑に進むよう、ワクチン集団接種会場で、役職員による後方支援のボランティアを行いました。また、65歳以上のお客さまに対して、ワクチン接種についての正確でわかりやすい情報をお伝えすべくダイレクトメールを発送し、さらにワクチン接種に便乗した詐欺への注意喚起や副反応による体調への影響などについて電話フォローを実施しました。これらの活動に対し枚方市や寝屋川市から感謝状を授与されるなど多くの方々から感謝の言葉をかけていただいています。

令和3年度の決算では、預金残高につきましては、定期性預金はほぼ横這いでしたが、個人のお客さまの年金受取などにより、普通預金を中心に残高が増加し、4,550億57百万円(前期比+108億97百万円・+2.45%)と順調に残高を増加させることができました。また、貸出金残高につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急融資の取り組みなど、様々な事業者さまからの資金需要にお応えしつつも緊急的な資金需要がやや減少し、2,155億78百万円(前期比△4億28百万円・△0.19%)となり、僅かながら減少することとなりました。

損益面におきましては、利回りの低下により貸出金利息、有価証券利息配当金などの収入は減少したものの、信用コストの減少、固定資産処分益、償却債権取立益計上が寄与し1,035百万円の最終利益を計上することができました。

引き続き新型コロナウイルスと共生する日々が続きますが、この苦難を地域の皆さまと乗り越え一日でも早く地域経済の安定、安心を取り戻すため、全力を尽くしていく所存でございます。

今後とも皆さまには引き続き温かいご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

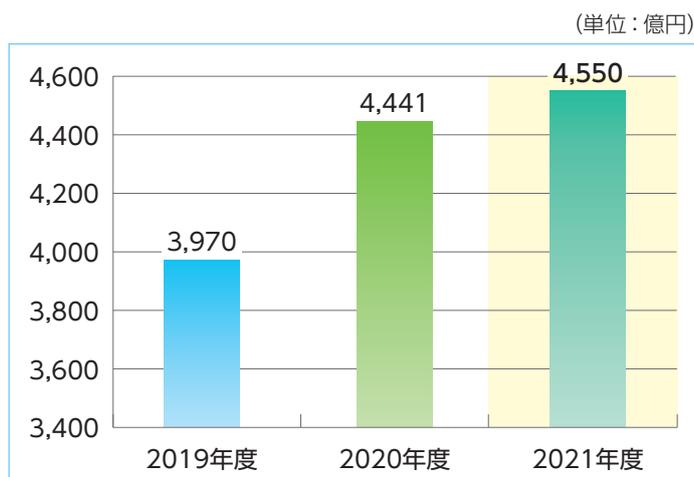
理事長 吉野 敬昌

預金残高の状況

預金の期末残高は4,550億57百万円(前期比+108億97百万円・+2.45%)となりました。

個人のお客さまの預金に関しましては、年金受給口座の獲得により、普通預金残高が順調に増加しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、夏期及び冬期のボーナス定期キャンペーンを縮小したこと等により、定期預金については前期比ほぼ横ばいの水準となりました。

一方、法人のお客さまの預金に関しましては、高金利を提示しての大口預金の獲得を縮小したこと等により、流動性預金・定期性預金ともに前期比ほぼ横ばいの水準に留まりました。

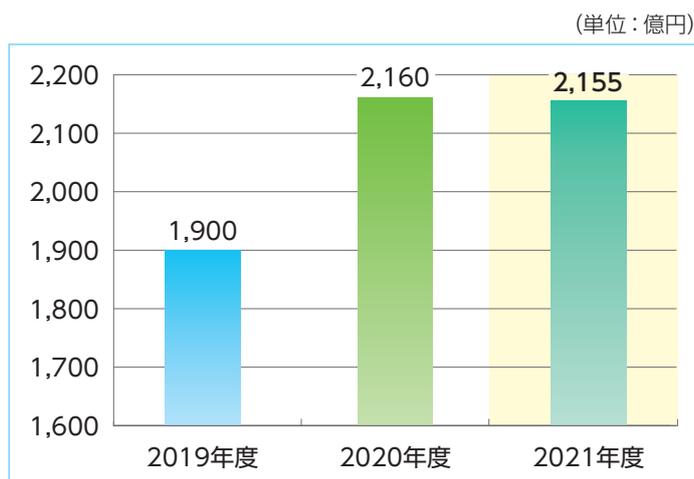


貸出金残高の状況

貸出金の期末残高は2,155億78百万円(前期比△4億28百万円・△0.19%)となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は依然として残っていますが、経済状況がやや落ち着きを取り戻したことにより、緊急的な資金需要がやや減少したため、貸出金につきましては僅かながら期末残高が減少しました。

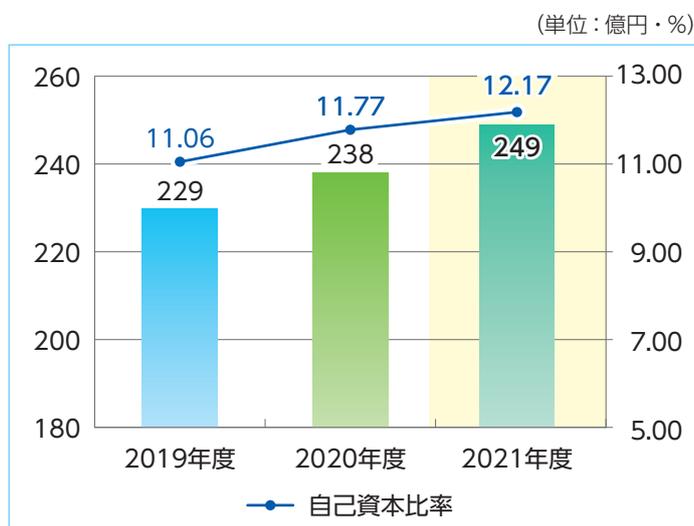
なお、貸出金の内訳は、割引手形が前期比△32百万円の4億52百万円、手形貸付が△2億62百万円の4億59百万円、証書貸付が+10百万円の2,105億85百万円、当座貸越が△1億43百万円の40億80百万円となっております。



自己資本の状況

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率で、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2021年度末の自己資本額は249億19百万円(前期比+10億47百万円)となりました。リスク・アセットが前期より増加しましたが、内部留保の一層の充実により、自己資本比率は前期比+0.40ポイント増加の12.17%となりました。当金庫の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、安心してお取引をしていただくことができる高い健全性を維持しております。

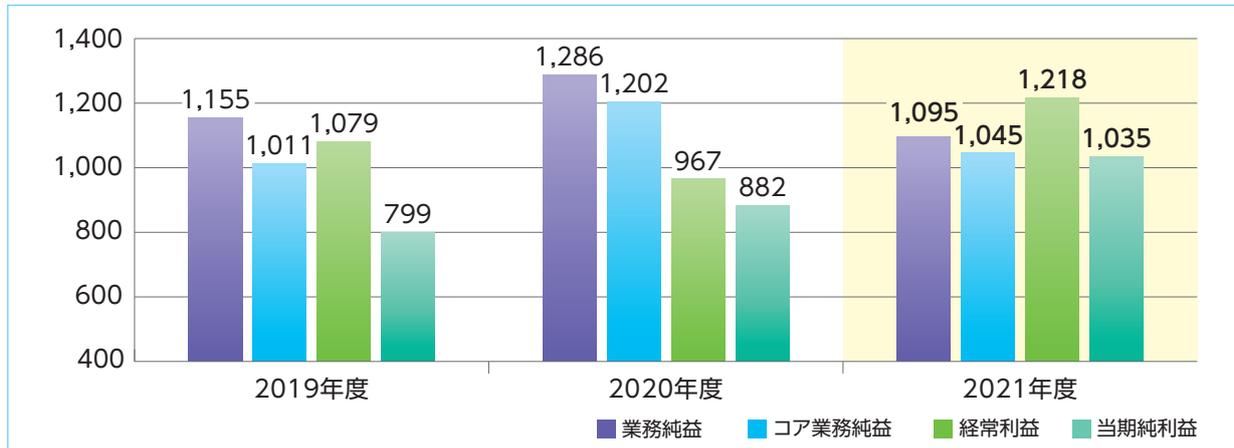


損益の状況

貸出金や有価証券を中心とした資金運用に係る利回りが依然として低下基調にあるため、資金利益が前期比91百万円減少しただけでなく、金庫全体の損益状況を勘案のうえ、債券売却による収益計上を前期より縮小したため、業務純益・コア業務純益ともに前期より減少しました。

しかし、過年度に貸倒れとなった貸出債権に係る償却債権取立益が前期比+2億38百万円増加の2億54百万円計上されただけでなく、くずは支店用地の売却に伴う固定資産売却益が2億45百万円計上されたため、当期純利益に関しては、10億35百万円(前期比+1億53百万円・+17.37%)を計上することができました。

(単位：百万円)



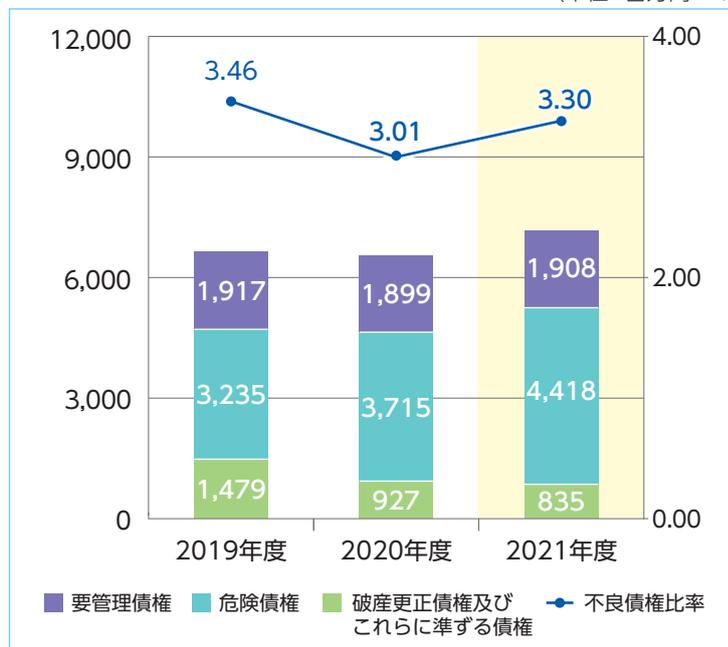
- ◆**業務純益** 業務に必要な経費等を控除した利益で、金融機関の基本的な業務による利益を示しています。一般企業の営業利益に相当します。
- ◆**コア業務純益** 業務純益から特殊な要因で変動する一般貸倒引当金繰入額と国債等債券関係損益の影響を除いたもので、より実質的な金融機関本来の業務による収益力を示しています。
- ◆**経常利益** 業務利益に業務外の損益を加減した利益で、金融機関の経常的な営業活動の成果を示しています。
- ◆**当期純利益** 経常利益に特別利益と特別損失を加減し、法人税等を控除した最終的な利益のことです。

金融再生法上の不良債権の状況

金融再生法においては、貸出金だけでなく債務保証見返、未収利息、及び仮払金を含む「総与信」が開示対象となっており、それらを回収が懸念される程度に応じて4つに区分しております。

2021年度におきましては、若干不良債権額が増加したことにより不良債権比率は3.30%(前期比0.29%増加)となりましたが、適切な償却、引当の実行や担保・保証により当金庫における不良債権のうち85.71%がカバーされており(前期比1.89%増加)、不測の事態にも十分に対応できる高い健全性は維持されています。

(単位：百万円・%)



★要管理債権

「3月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

★危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

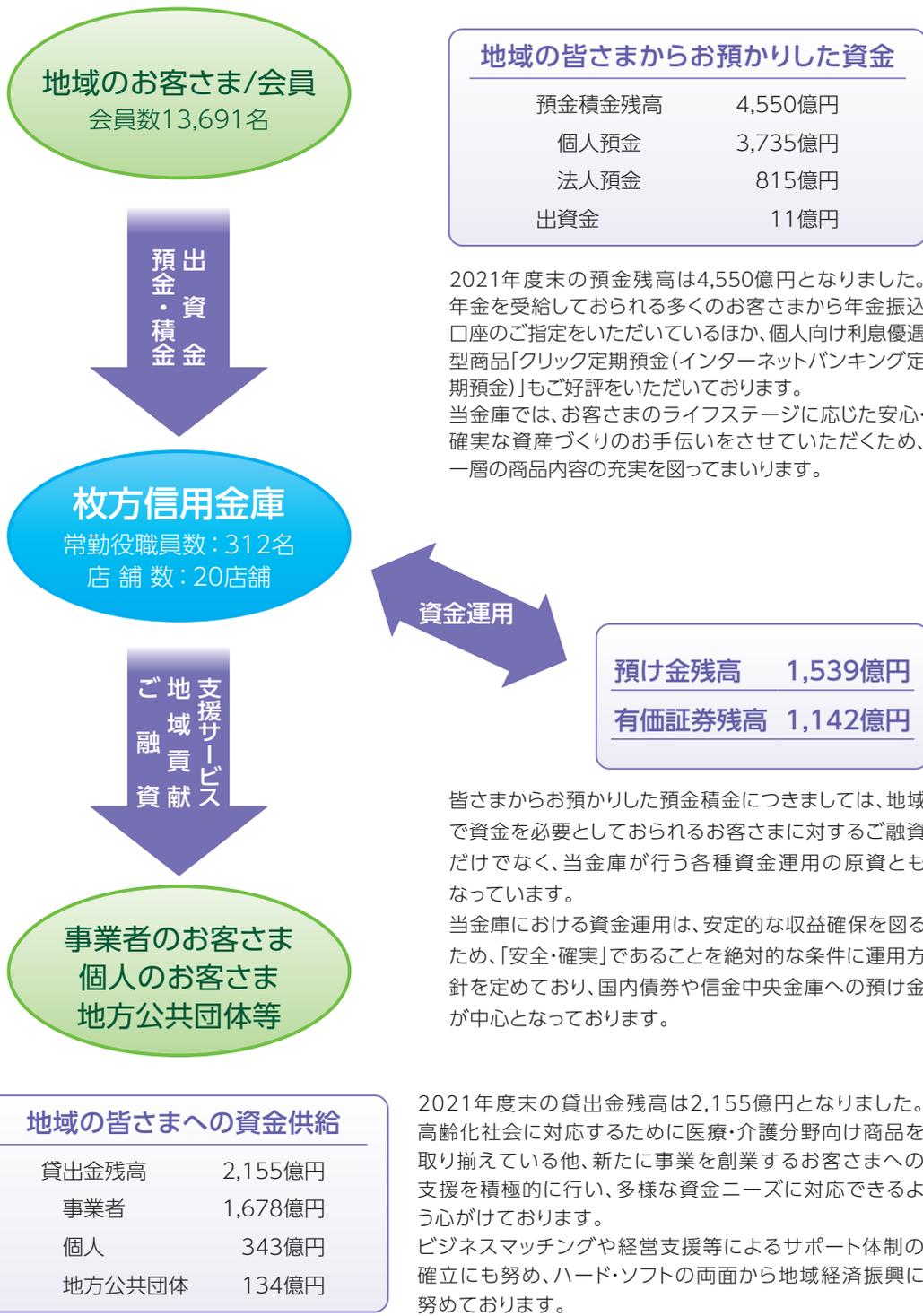
★破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

ひらしんと地域社会

ひらしんは大阪府枚方市に本店を置き、北河内7市(枚方市・寝屋川市・門真市・守口市・大東市・四條畷市・交野市)を主な営業地区としています。地域の中小零細企業経営者や住民の皆さまが会員となってお互いに助け合い、共に発展していくことを共通の理念とする、相互扶助型の地域金融機関です。

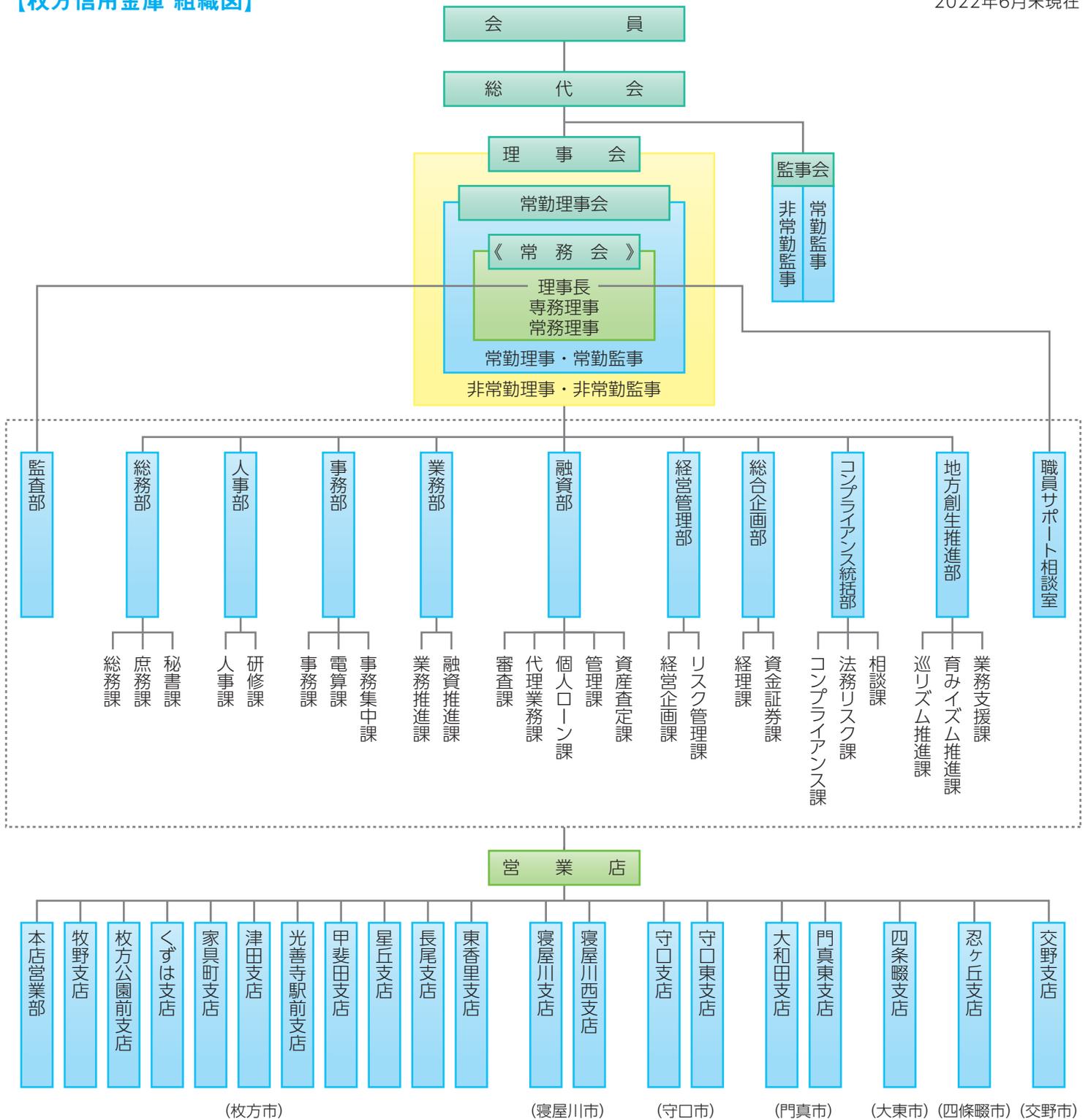
ひらしんは「地域社会の発展に寄与する」ことを基本方針の第一に掲げており、地域の皆さまからお預かりした大切なご預金や出資金を、地域で資金を必要とされるお客さまへご融資することで、事業や生活を金融サービスの側面からサポートするだけでなく、文化・環境・教育・スポーツ等、生活に潤いを与える様々な分野で、「つながる想い」「ひろがる未来」「あなたのひらしん」を合言葉に積極的な活動を行っております。



組織図・役員一覧

【枚方信用金庫 組織図】

2022年6月末現在



【役員一覧】

2022年6月末現在

(代表理事) 理事長	吉野 敬昌	常勤理事	倉田 政宏	非常勤理事	田村 雅博
(代表理事) 常務理事	橋本 善文	常勤理事	斧淵 裕史	常勤監事	政谷 泰作
(代表理事) 常務理事	大川 洋司	常勤理事	中野 圭介	非常勤監事	松下 史生*
		常勤理事	永瀬 昌彦	非常勤監事	道越 清樹
		常勤理事	阪本 和宏		

* 非常勤監事 松下史生は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

【会計監査人】

2022年6月末現在

有限責任監査法人 トーマツ

「高齢者の住宅資産の循環活用に関する研究委員会」にて

当金庫吉野理事長が講演を行いました

令和3年12月14日、一般社団法人高齢者住宅協会が実施する「高齢者の住宅資産の循環活用に関する研究委員会」の第2回勉強会において当金庫吉野理事長が講師を務め、講演を行いました。

同委員会には、高齢者の住宅資産の活用に関する研究を目的として国土交通省や高齢者住宅に関わる団体、不動産会社、東京大学教授などが委員として参加しています。

講演は『既存住宅流通促進のためのエリアマネジメント』と題し、当金庫の近居・住み替え促進事業である巡リズム®の取組みをはじめとした当金庫取組みについて紹介を行いました。

巡リズム®とは、地方創生の取組みとして高齢者が所有する不動産を子育て世代へ循環させる「人が巡り住む」仕組みをつくる事業として2015年にスタートしました。職員が高齢者の皆さまの自宅へ訪問し、将来の住まいや暮らしについて継続的にお聞きし、多様なお困りごとを解決するための受け皿となる地方公共団体や地域の事業者の皆さまと連携して課題解決に取り組んでいます。

今後も、行政や地域事業者の皆さまと連携した「つなぐ、つなげる、つながる」活動を通して、多様な世代が共存するまちづくりを目指すとともに、SDGs*にも配慮した業務運営を心掛けてまいります。



枚方信用金庫の推進施策～巡リズム®・育みイズム～

「巡リズム®」とは……



地域の活性化を目指して枚方信用金庫、地方公共団体、地元企業が連携して取り組む事業モデルです。空き家対策の一環として住み替えやリノベーションして賃貸するなど、遊休不動産を有効利用していくことにより、お年寄りから子育て世代まで、多くの方が移り住み、次の世代へと「巡り住む(めぐりすむ)」街づくりの仕組みを作り上げ、「人口減少対策、地域の活性化」という北河内7市共通の課題を解決し、枚方信用金庫、市、企業と共存共栄を図り、今後の成長に活かせることを目指しています。

「育みイズム」とは……



当初、事業先の遊休不動産・設備の有効活用を図る取組みとしてスタートしましたが、地域経済活性化に貢献する金融仲介機能を拡充する取組みとして事業先の強みを見出す「事業性評価」を開始したことにより、独自の事業性評価カードを作成し、企業を知る努力を行うことで、中小零細企業の悩みやニーズを把握し、それにより、販路開拓支援や補助金申請支援など課題解決を図る幅広い取組みを行っています。



*SDGs…2030年までに世界が達成すべき持続可能な開発目標の略称です。当金庫では協同組織の理念に則り、持続可能な社会の実現に向けた活動、普及促進に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組み

当金庫ではワクチン接種率を高めることは、感染率を低下させ医療崩壊を防ぐことにつながるの思いから、各自治体のワクチン接種が円滑に進むよう協力を行っています。

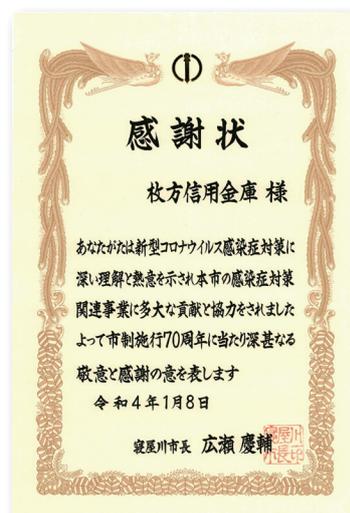
ワクチン集団接種会場では後方支援ボランティアを行い、5市7会場において、平日延べ53人、休日延べ102人の役職員が参加しました。これらの活動に対し枚方市及び寝屋川市からは感謝状が授与されました。

また、65歳以上のお客さまにワクチン接種に関するわかりやすい情報をお伝えしようと、各営業店及び本部の職員が協力してワクチン接種のご案内を行うとともに、「便乗詐欺への注意喚起」や「副反応による体調への影響」などの情報提供も実施しました。

これらの活動を行う中で、地域のたくさんの方々から感謝の言葉をいただきました。これからも当金庫は新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束が訪れるよう地域に貢献してまいります。



ボランティア活動の様子



第6回「北河内7市地方創生活活性化会議 (K7サミット)」を開催しました

令和3年11月30日「第6回北河内7市地方創生活活性化会議(K7サミット)」をひらしんイベントホールにて開催しました。K7サミットは、北河内7市が地域の課題について懇談し連携して対応を図ることを目的に、平成28年から当金庫が主催しております。今回も株式会社日本総合研究所の藻谷浩介氏を講師にお招きし「ウィズ/アフター・コロナ時代を見据えた地域活性化」をテーマに、これからの地域経済をいかに活性化していくかについて数字をもとに講演していただきました。

当金庫はこれからも、地域金融機関として自治体や関係団体とも連携し、北河内地域の活性化に向けた取組みを行ってまいります。



当金庫理事長 吉野 敬昌



第6回北河内7市地方創生活活性化会議の様子



門真市「子どもLOBBY」にて「ひらしんキッズマネースクール」講座を行いました

門真市では将来の子どもの貧困及び貧困の連鎖を断ち切るための活動として、公民連携『子どもLOBBY』を令和3年4月24日にオープンしました。当金庫では『子どもLOBBY』で実施しているキャリア教育イベントへの協力として「ひらしんキッズマネースクール」講座を行いました。

講座ではクイズ形式でお金や信用金庫の役割を学んだり、模擬紙幣を使ったゲームで買い物や預金をしたりと、参加した子ども達の笑顔が絶えない講座となりました。

当金庫ではこれからも、地域金融機関として自治体とも連携しSDGsの取組みを行うことで地域貢献を行ってまいります。



ひらしんキッズマネースクールの様子



カフェスペースやテラススペースを設けた

大和田支店が9月24日グランドオープンしました

新大和田支店はカフェのような空間でお客さまをお迎えします。フリーWi-Fiや無料ドリンクサーバーを設置し、ゆっくり待ち時間を過ごしていただけます。また、待合室としての機能だけではなく、作品展等の催しを開催し、地域の皆さまの交流拠点や学生の方々の学習場所としてもご利用いただけます。

店内ではお客さまのお悩みやお困りごとをご相談いただけるコンシェルジェが常駐するとともに、弁護士や税理士などの専門家によるWEB相談もご利用いただけます。口座開設などの手続きから、相続、遺言などのご相談まで幅広いニーズに対応しています。お取引の無い方でもお気軽にご利用いただけますので、皆さまのご来店をお待ちしております。

オープニング
セレモニーの様子



全店舗でのWEB無料相談サービスを開始しました

当金庫では令和2年度より専門家(弁護士・税理士・司法書士・中小企業診断士・社会保険労務士等)によるWEB無料相談を実施しております。

お客さまから相続や税金等についてのご不安やお悩みをお聞きした際に、当金庫が契約している専門家を紹介し、住まいや暮らしに関する課題、事業に関する課題の解決をサポートすることで、地域の皆さまに寄り添い、共に考える場をご提供します。令和4年3月からは全店舗に拡大して実施しており、タブレットを活用し、ご自宅や職場での利用も可能になりました。

当金庫では「お金のこと」はもちろん、その他お客さまが抱える様々な悩みや課題を一緒になって解決していきますので、是非一度ご利用ください。



お気軽にご相談ください!

専門家によるWEB相談

オンラインで相談も、店舗でも、ご自宅や職場でも初回30分無料

タブレット導入! ご自宅や職場でも、気軽にWEB相談! 持ち出し用タブレット(iPad)も導入しました。専用アプリも、お手持ちのタブレットにも対応。無料になります!

皆様抱える各種問題解決

- 個人のお客さま**
 - 借入は、消費者ローンの過払い金について相談したい、不動産登記(名義変更等...)について知りたい
 - 相続・遺言・成年後見・遺産分割
 - 借入は、相続手続きについて詳しく知りたい、遺産分割協議書について知りたい
- 法人・個人事業主さま**
 - 創業支援
 - 借入は、創業に関する情報が知りたい、創業について相談したい、事業計画を作成したい
 - 販路拡大・戦略的営業
 - 借入は、新たな取引先を開拓したい、営業力を強化したい
 - 労務管理・人材育成
 - 借入は、就業規則や賃金規定を見直したい、優秀な人材を育成したい
 - 補助金申請支援・経営企画・IT活用
 - 借入は、コロナ補の補助金について知りたい、新しいIT戦略を検討したい

弁護士
税理士
司法書士
行政書士
など
専門家が懇切丁寧にお答えします!!

弁護士
社会保険労務士
中小企業診断士
アクティブシニア
など
専門家が様々な問題解決を全力で応援します!!

※アクティブシニアは、就業経験が長い、経験豊富でスキルの高い企業OBなど

あなたとともに あなたのために
株式会社 協信 大和田支店
〒114-8501 東京都荒川区西日暮里5-1-1
TEL 0120-889-200
http://www.shinkin.co.jp/hirakata/

大和田支店WEB相談ブース

総代会制度について

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

1. 制度

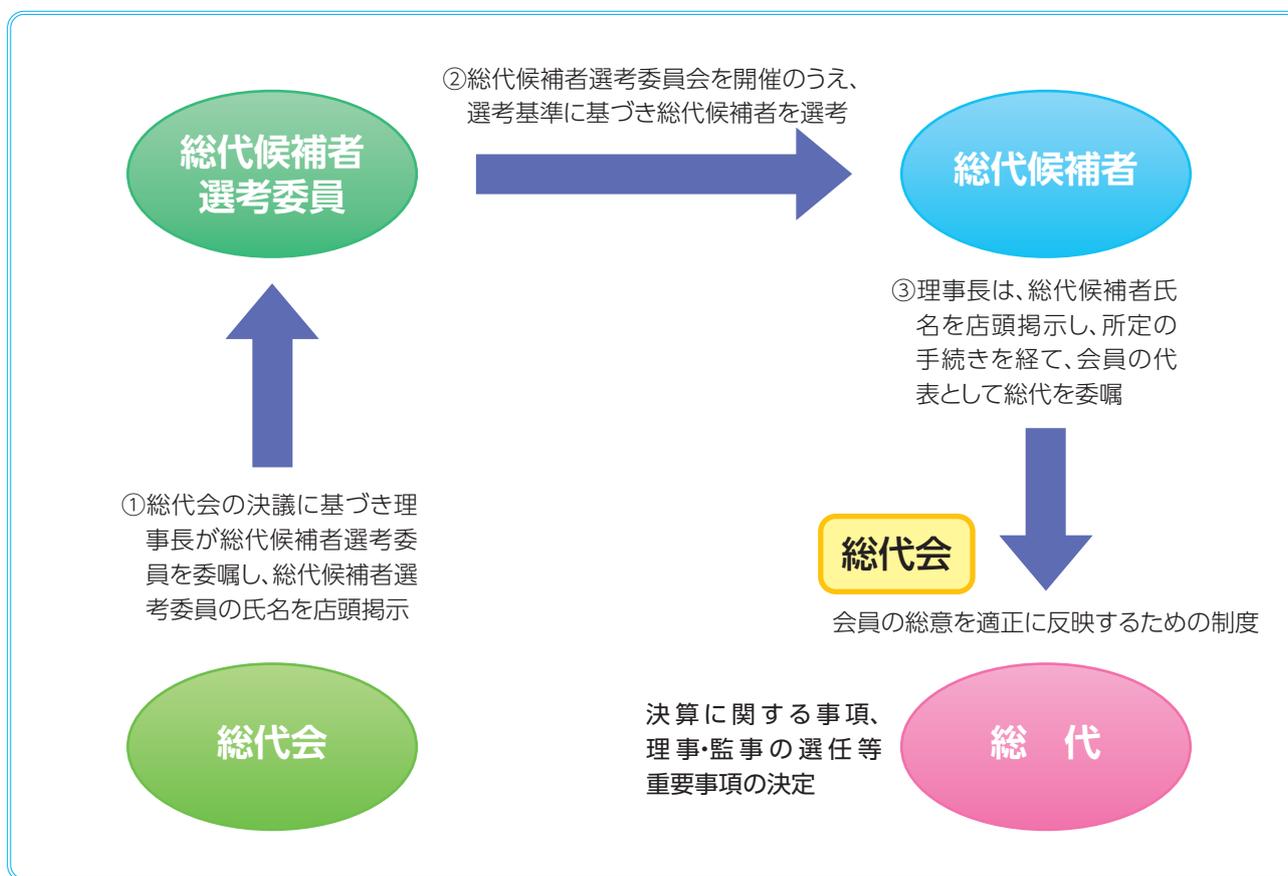
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかしながら、当金庫の会員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、信用金庫法により、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

【総代選考のしくみ】



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年であり、その定数は70人以上90人以内で会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、2022年6月29日現在の総代数は75人で、会員数は13,691人(2022年3月末)です。

(2) 総代選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

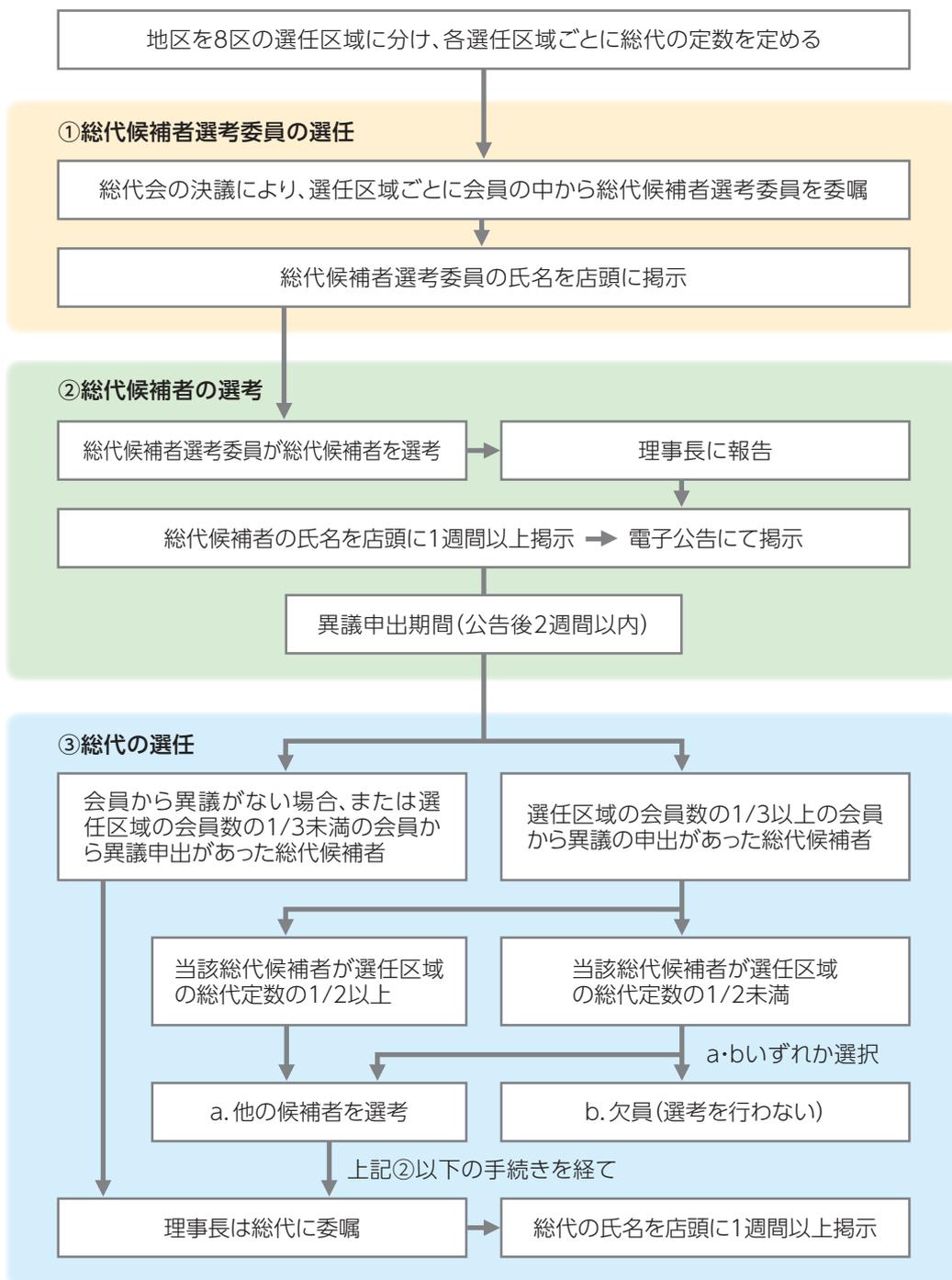
総代の選考は総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

【総代候補者選考基準】

- **資格要件**
 枚方信用金庫の会員であること
 就任時点で満80歳を超えていない人
- **適格要件**
 1. 地域において信望の厚い人
 2. 金庫の理念をよく理解し、人格・識見ともに優れている人
 3. 地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること
 4. その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

【総代が選任されるまでの手続き】



総代会制度について

3. 第72回通常総代会が開催されました

第72回通常総代会(2022年6月29日開催)では、次の報告ならびに決議事項が付議されました。

(1) 報告事項

第72期業務報告 貸借対照表・損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 退任する理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第3号議案 理事2名選任の件
- 第4号議案 法定脱退(会員の除名)の件

【総代の氏名等】

(2022年6月29日現在)

選任区域	総代氏名	
第1地区 枚方市北部 楠葉・船橋・招提・渚・片鉾・小倉・宇山・ 長尾・黄金野・牧野・御殿山	14	岡部 健夫 ¹⁵ 柏村 和彦 ¹⁰ 片岡 弘和 ⁴ 笹田 庄次 ² 嶋田 幸史 ⁴ 竹嶋 浩之 ¹ 多田 正知 ² 中村 猛 ⁶ 平野 秀雄 ⁸ 森田 隆昌 ² 山口 幸男 ² 山田 薫 ² 山中 脩自 ¹¹ 山本 正夫 ⁴
第2地区 枚方市東部 中宮・禁野・上野・甲斐田・須山・堂山・松丘・池之宮・ 星丘・山之上・藤田・田口・春日・津田・藤阪	10	梅田 實 ³ 奥野 誠 ⁵ 北川 順清 ³ 坂本 一彦 ⁷ 澤井 裕之 ⁴ 高野 信一 ² 中 作平 ¹ 中野 倫伸 ¹ 西岡 豊 ³ 山本 雅敏 ⁶
第3地区 枚方市西部 岡・朝日丘・大垣内・川原・田宮・中振・香里・ 出口・菊丘・堤・三矢・元町・上之町・茄子作	13	井上 憲一 ³ 岡本 哲 ¹ 小野 紘詳 ³ 恩地 宏英 ² 橘内 孝 ⁷ 田中 誓子 ² 辻 永 ⁶ 野村 宜孝 ⁵ 濱口 広明 ² 原田 重継 ¹¹ 前田 浩輝 ² 松村 和夫 ¹ 村田 孝義 ²
第4地区 交野市	6	寺島 吉隆 ³ 野中 竹男 ⁴ 埜邊 好史 ² 平田 豊誠 ¹ 前川 公輝 ⁶ 森脇 嘉三 ¹
第5地区 寝屋川市	9	内山 昌幸 ¹² 大東 範行 ⁴ 小林 道明 ⁸ 齊藤 英夫 ⁷ 白井祥一郎 ⁶ 白井 義行 ⁴ 内藤 善彦 ² 仲嶺 浩 ¹ 原 秀基 ⁹
第6地区 門真市	7	大川 卓也 ⁵ 高須賀孝博 ³ 土井 和輝 ⁴ 中井 正記 ³ 八田多佳子 ² 藤原 敏 ⁵ 八尾 勲 ⁴
第7地区 四條畷市 大東市	9	上村 一彦 ¹ 亀石 義雄 ² 川村 常雄 ² 田中 照章 ¹ 中田 善規 ² 中村 眞 ¹⁴ 服部 正美 ¹¹ 平山 林八 ⁵ 藤本 和俊 ⁹
第8地区 守口市	7	篠原 義郎 ⁸ 新海 政春 ⁵ 他谷 勝 ⁴ 戸井 英一 ² 友田 清一 ⁷ 般谷 稔秋 ² 松尾 安彦 ¹⁰
計	75	※地区別毎に五十音順(敬称略)、氏名の後の数字は総代の就任回数。

〈総代の属性別構成比〉

(2022年6月29日現在)

職業別	法人代表者85.34%、個人事業主10.66%、個人4.00%
年代別	70代以上40.02%、60代30.66%、50代26.66%、40代以下2.66%
業種別	製造業23.68%、建設業16.66%、サービス業16.66%、不動産業16.66%、 小売業13.88%、卸売業4.16%、医療・福祉4.16%、運輸業1.38%、 金融業・保険業1.38%、飲食業1.38%

※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限る。

役員報酬の開示について

【ひらしんの報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	202

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は3名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は「基本報酬」164百万円、「賞与」2百万円、「退職慰勞金」35百万円となっております。なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み

【中小企業に対する経営改善支援について】

当金庫は、「地域金融機関として、地元中小企業、一般個人を対象とした最良のサービスの提供に努め、地元の企業や住民の方々と共存共栄を図り、最も信頼される金融機関の創造を目指す」ことを標榜しており、地域経済の活性化に向けた各種施策を実行してまいりました。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」については、2013年3月末に期限が到来しましたが、当金庫では同法の趣旨を引き続き尊重し、地元中小・零細企業の真の意味での経営改善を図ることができるよう、他の金融機関や外部専門家と連携・協力しつつ、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生支援等に積極的に取り組んでおります。

また、地域金融機関として、地元中小・零細企業に対する円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に対しても、引き続ききめ細やかな対応を心がけております。

【貸付条件の変更等の実施状況(直近2期の累計件数及び累計金額)】

(単位:件、百万円)

債務者が中小企業者である場合	2021年3月末		2022年3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5,433	178,571	5,669	188,948
うち、実行に係る貸付債権	5,202	170,014	5,439	180,213
うち、謝絶に係る貸付債権	113	6,168	113	6,168
うち、審査中の貸付債権	12	93	11	271
うち、取下げに係る貸付債権	106	2,294	106	2,294

(単位:件、百万円)

債務者が住宅資金借入者である場合	2021年3月末		2022年3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	137	2,361	147	2,636
うち、実行に係る貸付債権	114	1,957	124	2,232
うち、謝絶に係る貸付債権	11	228	11	228
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	12	174	12	174

※貸付条件の変更等につきましては、当金庫営業店窓口または得意先係担当者までご相談ください。なお、「金融円滑化苦情・相談フリーダイヤル」(0120-414-051)においてもご相談の受付を行っております。

【経営革新等支援機関としての認定について】

2012年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。

当金庫は、2012年12月21日に「経営革新等支援機関」としての認定を受けており、中小企業者の経営革新による経営力強化に対し、以下の支援体制の整備を行っております。

① 当金庫の実施体制

相談窓口がある営業店と本部が密接に連携を図り、長期的かつ継続的に各種支援を実施するために必要な体制を構築しています。

② 本件で取扱うことができる支援業務の内容

- 経営改善計画の策定支援・実行支援
- 外部専門機関への相談業務
- 資本金借入金の導入
- ビジネスマッチング

③ 事業計画実行に伴う資金支援

大阪信用保証協会の経営力強化保証制度等を利用いたします。

【地域密着型金融について】

地域密着型金融とは、「金融機関がお客さまとの間で親密な関係を長く維持することにより、お客さまに関する様々な情報を蓄積し、それらの情報をもとに地域の活性化に貢献できる融資等の取組みを行うこと」と定義されています。

当金庫では、地域密着型金融の実現に向けて、お客さま一人ひとりのお声に耳を傾け、信用金庫の原点である「Face to Face」の関係強化に努めるとともに、下記のような取組みを行っております。

1. 取引先企業の経営支援に関する取組み

- 企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価（「事業性評価」）を踏まえ、各企業が抱える課題と向き合い解決方法を提案する他、不稼働設備、空き工場、空きスペース等のマッチングや知的財産等を再活用した産業活性化の支援活動を『育みイズム』として恒久的に取り組んでおります。また、販路開拓・拡大を図ろうとする小規模事業者の「非対面チャネルの拡張による売上向上」を推進するためにBASE株式会社と連携したネットショップ開設支援を行う等、お客さまにとって有益となる情報等を積極的に提供する提案型の経営支援を引き続き行っております。
- 輸入建築資材の調達が困難となる中、「ウッドショック」の影響を受けた事業者に対する材木調達の一助とすべく、国産材木産地が営業エリアの京都北都・新宮・きのくに各信用金庫と包括連携協定を締結する等、本業支援に向けた体制の整備等、ビジネスマッチング等の企画・運営を積極的に取り組むとともに、事業安定・活性化に向けたサポート体制を整備しております。また、地元企業の後継者や経営幹部を対象とした「ひらしん若手経営者の会」の組織・運営を通じて、地元企業の育成と会員相互の連携強化に継続して努めております。

2. 取引先企業の経営支援に関する体制整備、状況

- 創業支援事業計画の認定を受けた「市」「商工会議所」「日本政策金融公庫」と連携し、創業される事業者の方々を積極的に支援しています。その一環として、創業支援助力型融資「アシスト」をご利用いただき一定の条件を満たす創業者を対象に『創業祝い金』を贈呈しております。これら創業支援の取組みを通して地域産業の育成及び振興、雇用の創生を目指しております。また日本政策金融公庫との「資本性劣後ローン」ユニットの組成等、支援スキームを確立し取引先企業の財務体質強化に取り組んでおります。
- 経営者の様々な課題解決に対応するため、4つのサポート環境を整えています。1) 経営課題のサポート、2) 経営環境のサポート、3) 健康面のサポート、4) 財産のサポートにより、会社・社員・家族の様々な課題をサポートできる体制を整えております。事業継続支援の一層の充実（ビジネスマッチング、事業承継、補助金申請など）を図るべく、「信金キャピタル株式会社」「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」との連携強化を図っております。

3. 地域の活性化に関する取組状況

- 人口減少社会の到来を迎える中、地域の持続的発展に資するべく、お年寄から子育て世帯まで多くの方に愛され、次の世代へと「巡り住む（めぐりすむ）」街づくりの活動を『巡リズム®』と称し取組みを浸透させております。また、高齢者のお客さまに安心して豊かなセカンドライフを実現していただけるよう、リバースモーゲージローン「あんしん」をご用意させていただいております。さらに、しんきん金銭信託「こころのリボン」、しんきん相続信託「こころのボタン」により、相続・贈与にかかるサポートとなる商品を提供しております。今後もお客さまのご要望に耳を傾け、さらなる商品開発に努めてまいります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化の影響は、当金庫の営業エリアである北河内地域でも、事業者の経営に深刻な影響を与え、特に飲食・小売及びサービス事業者さまは、厳しい状況が継続しています。こうした事業者さまの多くは以前の利用客数等を確保するには至っておらず、厳しい経営環境となっています。そのため、当金庫では事業者さまの誘客支援を目的に、金庫職員が各店舗を訪問し、感染対策項目をチェックすることで、しっかりと感染対策を行われている事業者さまに「ひらしん安心宣言ステッカー」の配布を行っております。また、ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券事業では、本ステッカー掲載店舗も参加し、発行総額12億円の地域活性化事業が執り行われました。（当金庫は換金業務受託）（利用可能期間：令和3年10月9日～令和4年1月10日）

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組み】

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度	2021年度
新規に無保証で融資した件数	1,671件	410件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	32.33%	14.53%
保証契約を解除した件数	17件	41件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）	0件	0件

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

【当金庫の取組み状況】

当金庫は、「地域社会の発展に寄与する」を基本方針に掲げ地域に根差した金融機関として「地域の課題解決」や「地域の持続的発展」の実現に向けた様々な取組みを行っております。

創業支援

2021年度、当金庫が関与した創業融資件数	53件
-----------------------	-----

※2021年度から創業融資商品の実行件数を記載しています。
(2020年度までは設立5年以内の企業への融資件数を記載)

2021年度の主な取組み事項

創業計画の策定支援・創業支援機関の紹介
「ひらしん若手経営者の会」への無料参加
創業後のモニタリング支援・各種ビジネスマッチングへの参加
税理士や司法書士の紹介
大東市ビジネス創造センター「D-Biz」の活用

創業支援の取組み

当金庫は、産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム（地方公共団体、商工会議所、日本政策金融公庫、当金庫と連携）を北河内7市と締結し、積極的に取組んでいます。

創業祝い金制度

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」に認定されている自治体（北河内7市）で創業される方のうち、創業支援対応型融資「アシスト」をご利用いただいた方を対象に『創業祝い金』として1社10万円を贈呈しております。（一定の贈呈条件がございます。）

地域へのコミットメント・企業とのリレーション

～全取引先数と地域の取引先数の推移～

	全取引先数	地域内	地域外
2020/3	3,394先	3,018先	376先
2021/3	4,245先	3,790先	455先
2022/3	4,430先	3,937先	493先

*地域内とは、当金庫の主要営業地区である北河内7市のことを指しています。

【地域内・地域外の取引先数】

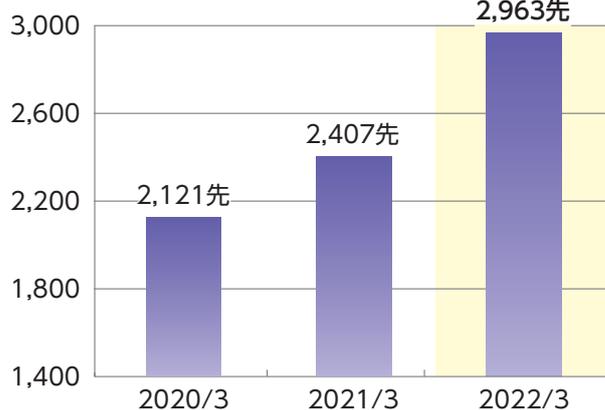


～メイン取引先（融資残高1位）の推移及び全取引先数に占める割合～

	メイン取引先数	全取引先数に占める割合
2020/3	2,121先	62.5%
2021/3	2,407先	56.7%
2022/3	2,963先	66.9%

*メイン取引先2,963先の内、地元取引先が2,671先、90.1%を占めています。

【メイン取引先数】



～北河内7市との包括連携協定に基づく地域活性化の取組み～

当金庫は2014年11月28日公布の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、主要営業地区である北河内7市の「地方版総合戦略」に参画してまいりました。その中で「まち」・「ひと」・「しごと」において次のような地域共通の課題が浮かび上がりました。

- 人口減少と少子高齢化が進む中、若者世帯の流出が進み空き家が増加、子育て世代の流入も減少し、街の活力低下が止まらない。
- 企業はコロナ禍に於いて従来の営業実態とは異なる企業活動を余儀なくされており、飲食業・小売業・サービス業や下請けを中心とした地域のものづくり企業の減少が止まらない。また、事業主の高齢化による廃業・休業も増加傾向にある。



当金庫はこれらの課題に対して地方創生モデル『巡リズム®』・『育みイズム』を提唱し、2016年度より具体的な取組みを開始し、お客さまとの対話に活用しております。

巡リズム® 関連

北河内7市内、枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市は働く世代が良質な住まいを求めて移り住むことで「まち」が形成されてきました。まさに「良質な住環境」が地域資源となっております。しかし、近年は少子高齢化、核家族化が進み高齢者のみの世帯が増加し、空き家も増加傾向となっております。

『巡リズム®』は、高齢者の方を中心に「住まい」や「暮らし」についての悩みを聞き取り、連携事業者につなぐ事で課題解決を図っていく伴走支援型の取組みです。

(2021年度実績)

- 顧客の課題を連携事業者につないだ件数:**448**件



育みイズム 関連

北河内7市にはものづくり企業が点在しており、特に大東市では市との連携で2016年4月から大東市地域のものづくり企業約300社を対象に遊休資産調査を実施しました。

ものづくり企業が多い守口市・門真市も産業活性化への取組みが活発であり、自治体・商工会議所・地域金融機関が連携してネットワークを形成しております。その中で、ビジネスマッチング等を行い、「しごと」の活性化の一助となりました。

(2021年度実績)

- 工場・機械設備の売買または賃貸の相談受付件数:**35**件



※2021年度から金融仲介機能のベンチマークの公表を当金庫の方針にあった独自の指標の公表に変更しています。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

当金庫は、コンプライアンス(法令等遵守)を重視した経営を実践することを最重要課題の一つと位置付けており、全役職員が常に高い倫理観を持って金庫内の規程、社会的規範を含む諸ルールを遵守するため、コンプライアンス体制の充実に努めております。

また、全役職員が適切な業務運営を行うことができるよう、各種の運営方針等を定めています。

【コンプライアンスに対する基本方針】

- ① 「枚方信用金庫行動綱領」の携行を役職員全員に義務づけています。
- ② 法令等遵守の具体的な手引書「コンプライアンス・ハンドブック」を策定し、役職員全員に配布しています。
- ③ コンプライアンス推進委員会を設置し、担当者研修会の開催や実践活動の徹底を図っています。
- ④ 年度ごとにコンプライアンスの実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。
- ⑤ コンプライアンスの徹底・向上のため、昇進の要件にコンプライアンス・オフィサー検定試験に合格することを入れています。
- ⑥ 外部からの苦情等の記録・報告の処理体制の充実に努めています。
- ⑦ 金庫職員からのコンプライアンスおよびハラスメントに関する相談窓口の充実に努めています。

【金融商品勧誘方針】

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保をはかることとします。

- ① 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③ 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ④ 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ⑤ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

【利益相反管理方針】

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- ① 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- ② 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ③ 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ④ 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- ⑤ 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

ひらしんの各種方針・取組み等について

【個人情報保護への取組み】

当金庫では、「個人情報保護に関する法律」に則り、個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を公表しております。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)[抜粋]

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人番号等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の詳細につきましては当金庫ホームページをご覧ください。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当金庫は、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。」と定めた「枚方信用金庫行動綱領」に則り、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定めます。

- 1 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、理事長はじめ組織全体として対応するとともに、対応方針を確立して体制を整備します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築します。
- 3 当金庫は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
- 5 当金庫は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

【お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組み方針】

当金庫は、「お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまの資産形成・運用を適切に支援することで、金庫の信頼性、健全性を高め、お客さまに選ばれる地域金融機関としての基盤を築く」ことを目的とした、以下の取組み方針を定めております。

- 1 お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益をご提供いたします。
 - 商品・サービスのご提案にあたっては、お客さまの金融知識・財産の状況を正確に把握させていただいたうえで、適切な金融商品をお客さまにご理解いただける形でご提案するよう努めます。
 - お客さまのライフサイクルに応じたサービス・商品をご提案いたします。
- 2 お客さまのニーズにお応えできる金融商品の充実に努めます。
 - お客さまの多様なニーズにお応えするため、金融商品・サービスのラインアップの充実に努めてまいります。
 - 取扱商品は、商品の特性やリスクを十分に把握して選定するように努めます。
- 3 ご提供する情報の充実と、分かりやすい説明をいたします。
 - お客さまが商品の内容をご理解できるよう、商品・サービスに含まれるリスクや手数料をできる限りわかりやすくお伝えしてまいります。
 - 商品・サービスの説明資料については、適宜改善するよう努めます。
 - 商品販売後においてもアフターフォローの充実に努め、経済環境や市場動向を踏まえた適切な情報提供に努めます。
- 4 お客さま本位の業務運営を行うため、販売態勢の整備と人材育成に努めます。
 - お客さまの声を真摯に受け止め、より良い販売態勢の整備に取り組んでまいります。
 - 「お客さま本位」の考え方を、研修等によりすべての職員に浸透させるとともに、販売態勢に反映してまいります。

【当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要】

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはコンプライアンス統括部で受付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

枚方信用金庫 コンプライアンス統括部

住 所：〒573-0032 枚方市岡東町14番36号
 T E L：0120-414-051(フリーダイヤル)
 受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
 受付媒体：電話・手紙・面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括部にご相談ください。

全国しんきん相談所 【一般社団法人全国信用金庫協会】

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
 T E L：03-3517-5825
 受 付 日：月～金(祝日・12/31～1/3を除く)
 受付時間：9:00～17:00
 受付媒体：電話・手紙・面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び大阪弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫コンプライアンス統括部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	公益社団法人 民間総合調停センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	06-6364-7644
受 付 日	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間	9:30～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:00～12:00 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、大阪弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

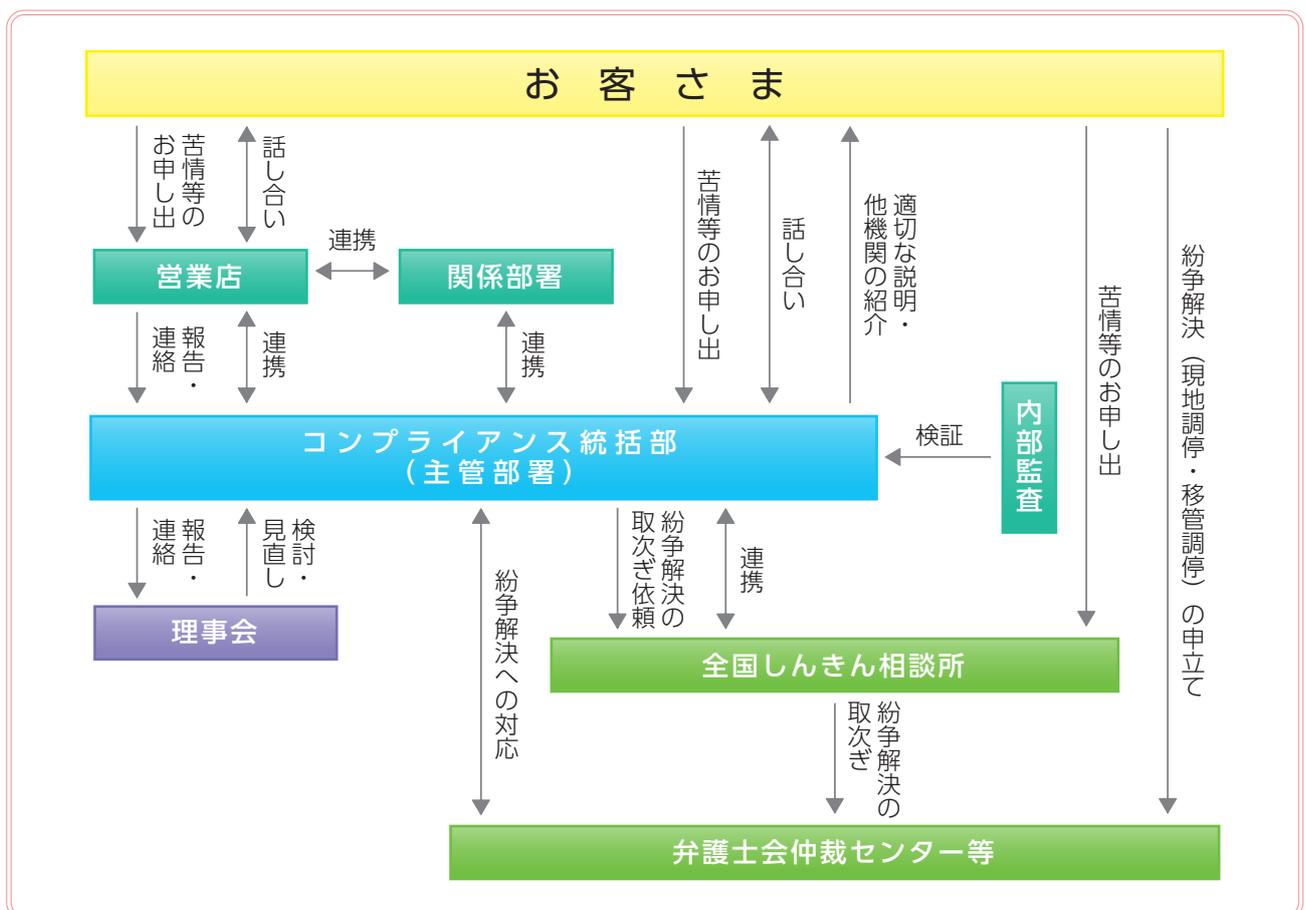
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、大阪弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス統括部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス統括部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出があったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をコンプライアンス統括部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等の対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



裁判外紛争解決手続き(ADR)とは?

裁判外紛争解決手続きとは、ADR (Alternative Dispute Resolution) と呼ばれ、仲裁・調停・あっせんなどの裁判によらない紛争解決方法を幅広く指すものです。例えば、裁判所で行われる民事調停や行政機関が行う仲裁等の手続き、弁護士会等の民間団体が行うこれらの手続きも、すべて裁判外紛争解決手続きに含まれます。

リスク管理の体制等について

金融の自由化や国際化の進展、あるいは金融技術の高度化や業態間の相互参入等により、金融機関の業務は一段と複雑化・多様化してきており、金庫経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

当金庫では、リスクを統合的に管理するための組織、事務分掌及び具体的なリスク管理手法等の整備を進めるとともに、業務の健全性と収益性を両立させることでバランスのとれた経営体質の確立を目指しております。

【主なリスクの種類と管理体制】

1. 信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金や利息等の回収が困難となる危険性のことであり、金融機関のリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

2. 市場関連リスク

「市場関連リスク」とは、株式や債券等マーケットでの資金運用に関わる収益が、金利・為替・株式相場の変動により減少、あるいは保有する資産等の価値が下落し、損失を被るリスクです。

3. 流動性リスク

「流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場における取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク(市場流動性リスク)と、各種資金決済を行うために必要な資金の調達が困難になるリスク(資金繰りリスク)をいいます。

4. オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または災害等により損失を被るリスクをいい、以下のようなリスクが含まれます。

事務リスク▶ 事務処理のミスやトラブル等によって損失を被るリスクです。

システムリスク▶ システム障害や誤作動、あるいはコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

法務リスク▶ 法令違反やその恐れのある行為、あるいは取引上のトラブル等から信用失墜を招き損失を被るリスクです。

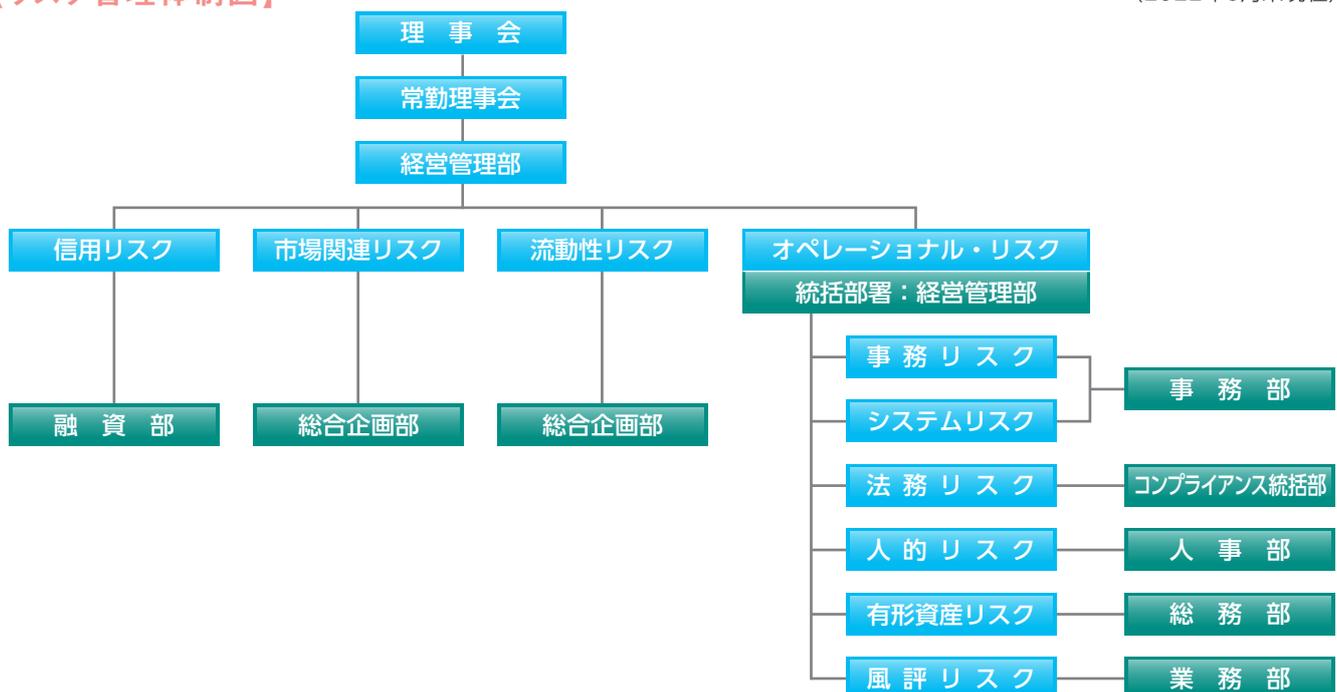
人的リスク▶ 人事運営上の不公平・不公正、及びセクシャル・ハラスメント等の差別的行為により損失を被るリスクです。

有形資産リスク▶ 災害、その他事象から生じる建物や什器設備等の資産の毀損・損害等により損失を被るリスクです。

風評リスク▶ 風説の流布や誹謗中傷などにより、当金庫の信用が著しく低下することにより損失を被るリスクです。

【リスク管理体制図】

(2022年6月末現在)



【統合的リスク管理態勢】

(1) 統合的リスク管理態勢について

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに対して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク・銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自らの経営体力と対比することにより、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、信用リスク、金利リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスク・カテゴリー毎のリスク量をそれぞれ計測し、自己資本比率算定における自己資本の額を基準に金庫経営に対する影響度を測定しております。

なお、当金庫では、常に最悪のシナリオを想定し、全てのリスクが顕在化した場合においても自己資本比率を5%以上に保つことができる態勢を構築しております。

(2) 試算・計測方法

①信用リスク

○大口与信集中リスク

大口貸出先上位20先(地方公共団体を除く)のうち、債務者区分が要管理先以下の債務者で、このうち担保・保証等で保全されていない部分を計測しています。

○信用VaR

過去の信用コストデータに基づき、99%の確率で10万回のシミュレーションを実施した場合の将来想定される信用コスト予測額です。

②金利リスク

再評価方式を用いて算出しています。

③市場リスク

VaR手法で計測した株・投資信託等の価格変動リスクを試算しています。

④オペレーショナル・リスク

基礎的手法:業務粗利益3年平均の15%相当額を用いています。

さらに当金庫では、有価証券の含み損益を加味したリスク量を経営上管理すべき「統合的リスク量」と定め、より厳格なリスク管理を実践しています。

バリュアットリスク (VaR) とは?

リスク管理手法の1つであり、①過去の一定期間(観測期間)の変動データに基づき、②将来のある一定期間(保有期間)のうちに、③ある一定の確率(信頼水準)の範囲内で、④被る可能性のある最大損失額を、⑤統計的手法により推定した値、と定義されています。

自己資本比率とは?

リスク・アセット(貸出金等の資産を一定の掛け目で調節したもの)に対して、出資金や利益準備金、特別積立金等の自己資本がどの程度あるかを示す指標であり、金融機関の健全性や安全性を示す代表的な指標です。

バーゼルⅢについて

バーゼルⅢは、金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しに向けた検討が行われてきた結果、世界各国において2013年から段階的に実施されており、2028年初から完全実施される予定となっています。

これにより金融機関の自己資本比率規制が厳格化されることとなり、これまで以上に自己資本の質の向上が求められるようになりました。

信用金庫などの地域金融機関においても、2014年3月期からバーゼルⅢ基準(国内基準)の自己資本規制が適用されております。

なお、当金庫の自己資本比率の詳細については、本誌43～50ページに掲載しております。

● 業務の種類 ●

- 1 預金及び定期積金の受入れ
 - 2 資金の貸付け及び手形の割引
 - 3 為替取引
 - 4 上記 1 ~ 3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返し玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、自動車損害賠償責任保険の保険料収納事務および保険金支払い事務、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
イ. 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
ロ. 銀行
ハ. 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう)
ニ. 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
ホ. 労働金庫及び労働金庫連合会
ヘ. 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る)
ト. 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る)及び水産加工業協同組合(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る)
チ. 農林中央金庫
 - ⑨ 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
イ. 株式会社朝日信託
ロ. スターツ信託株式会社
ハ. 信金中央金庫
 - ⑩ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑪ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑫ 振替業
 - ⑬ 両替
 - ⑭ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く)
 - ⑮ 金の取扱い
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記 4 により行う業務を除く)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
 - ③ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律88号)により行う業務

サービスのご案内

年金のご相談	安心・納得して年金のお受取りを開始・継続していただくために、店頭でのご相談のほか、ご家庭や職場への訪問相談もさせていただきます。
全自動貸金庫	「安心」「簡単」「便利」の3拍子揃った全自動貸金庫は、あなたの大切な財産を守る最良のパートナーです。 【取扱店舗】本店営業部・寝屋川支店・大和田支店・四条畷支店・家具町支店・長尾支店・門真東支店
半自動貸金庫 一般貸金庫	預金証書や権利証等、あなたの大切な財産を火災・地震・盗難などの不慮の事故から守ります。
WEB無料相談サービス (初回30分無料)	法律、税務、経営、占い(初回15分無料)等、専門家に当金庫専門ブースで相談いただけます。全店で実施(占い除く)しております。 ※占い実施店舗 本店営業部・大和田支店・忍ヶ丘支店・交野支店・家具町支店 また、タブレット(iPad)によるご自宅や職場等での相談も可能です。
外貨宅配サービス	各種外国紙幣をご指定の場所までご指定の時間帯に代金引換にてお届けします。
相続関連業務	お客様の様々なニーズにお応えします。 ※当金庫は株式会社朝日信託と相続関連業務に関する業務提携を結んでおります。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様の普通預金口座からの引き落としにより、楽天Edy株式会社のサービスであるEdyをチャージできます。
しんきん ゼロネットサービス・ しんきん大阪 ゼロネットサービス	全国に広がる信用金庫のATMをお得にご利用いただけます。 大阪府下に本店を置く信用金庫が展開する「しんきん大阪ゼロネットサービス」では、いつでも手数料無料でATMをご利用いただけます。
自動支払	電気、電話、ガス、水道、NHK等の公共料金をはじめ、税金、社会保険料等、お客様の代わりに預金口座より自動引き落としします。
自動受取	年金や給与等が毎回ご指定の預金口座でお受取りになれます。
各種クレジット	まとまったお買い物やご旅行先でのお財布代わりに。代金は後日ご指定の口座より自動引き落としされます。
為替サービス	全国の金融機関をオンラインで結び、迅速・確実なご送金、お振込をいたします。また、手形・小切手の代金取立のお取扱いをいたします。
インターネットバンキング	お振込や預金の振替、口座の残高確認や取引照会がパソコンやスマートフォンで即座にできます。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づく新しい決済サービスです。従来の手形を利用した資金決済に比べ、事務負担の軽減や印紙税・手形郵送料等の削減を図ることができます。また、債権の分割譲渡も可能であり、より機動的な資金活用が可能となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービスを取扱っている店舗で代金を支払いする際にキャッシュカードを使えば、預金口座からの引き落としで支払いをすることができます。現金を持ち歩く必要がないので安心です。
スポーツ振興くじ (totoチケット)払戻	下記の店舗にてスポーツ振興くじ(totoチケット)の払戻しを取扱っております。 【取扱店舗】 本店営業部・寝屋川支店・守口支店・牧野支店・大和田支店・四条畷支店・枚方公園前支店・くずは支店・忍ヶ丘支店・交野支店・家具町支店・津田支店・光善寺駅前支店・星丘支店・長尾支店
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	iDeCoとは、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金制度で加入は任意です。 ご自身で申込、掛金を積立、運用方法を選んで運用し、掛金とその運用益との合計額を給付として受取ります。 掛金、運用益、給付受取時に、税制上の優遇措置が講じられており、より豊かな老後の資産形成方法としてご検討下さい。 またiDeCoプラス(中小企業主掛金納付制度)の取扱いもございます。 【運営管理機関】東京海上日動火災保険株式会社・損保ジャパンDC証券株式会社
しんきん相続信託 「こころのバトン」 しんきん暦年信託 「こころのリボン」	ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備していただく「こころのバトン」、お子さま・お孫さま・ご家族へ生前贈与のサポートを行う「こころのリボン」をご用意しています。 なお、この2つの商品は信金中央金庫の商品であり、当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として取扱いを行っております。
保険の窓口販売業務 (生命保険) (損害保険)	○生命保険…もしもの時の備えに、掛け捨て型や貯蓄型など様々な保険会社の各種商品を取り揃えております。 医療保険・がん保険・介護保険・就業不能保険・終身保険 ○損害保険…自然災害や事故からお客様の所有する建物、設備什器、商品製品や借用物件などを守るため、各種商品を取り揃えております。 火災保険・賠償責任保険・工事保険・労災保険・信用保証保険・貨物運送・サイバーリスク保険など ※事業性保険は共同募集代理店との保険募集となります。
顧客紹介業務	金融商品取引にご興味があるお客様に業務提携先のみずほ証券株式会社をご紹介させていただきます。 相談・アドバイス等を行いながら、当金庫では取扱っていない金融商品やサービスの提供を受けることができます。 (紹介にあたって、当金庫は、みずほ証券株式会社の取扱う金融商品およびサービスの勧誘は一切行いません。)

預金商品のご案内

種 類	商 品 内 容	期 間	預 入 金 額
要求払預金			
当 座 預 金	仕入代金の決済など、ご商売には欠かせない預金です。手形・小切手の決済だけでなく、公共料金等の自動支払にもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	お財布・家計簿のかわりに便利な預金です。公共料金の自動支払や給料・年金の受取口座に最適です。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座 (普通預金 + 定期預金)	普通預金と定期預金が一冊の通帳にセットされた便利な口座です。定期預金の90%以内(最高200万円)まで自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
無 利 息 型 普 通 預 金	利息はつきませんが預金保険制度で全額保護されます。一般の普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座 (無利息型普通預金 + 定期預金)	預金保険制度で全額保護される無利息型普通預金と定期預金のセットです。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	毎日の最終残高が I 型は40万円以上、II 型は20万円以上であった期間については、大口定期預金を基準にした有利な利息がつく、個人のお客さま専用の預金です。I 型の場合、月6回目以降のお支払いについては、お支払い1回につき110円の手数料が必要となります。(II 型については支払回数の制限はありません。)	入金自由 但し、毎日の残高 I 型40万円以上 II 型20万円以上	1円以上
通 知 預 金	まとまった資金の短期運用に有利な預金です。7日以上のお預入れで、お引出しに際しては2日前までにご連絡ください。	7日以上据置	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税額を計画的に準備していただく預金です。口座からの払戻目的を租税納付に限定していただくことで、利息は非課税となります。	入金自由 支払は納税	1円以上
後 見 制 度 支 援 預 金 (普通預金) (無利息型普通預金)	被後見人の財産のうち、通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として管理する預金です。 通常の預金とは異なり、後見制度支援預金の口座新規、出金、定期交付金、解約の取引には、裁判所が発行する「指示書」が必要です。	入金自由 支払は 家庭裁判所の 「指示書」必要	1円以上
定期性預金			
ス ー パ ー 定 期 預 金	1か月から5年の決まった期間お預入れしていただくことで有利な利息がつきます。個人のお客さまについてはお預入れ期間が3年から5年の半年複利型を選択していただくことができ、より有利に運用していただけます。	1か月以上 5年以内	千円以上
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金をもっとも有利に運用していただける高利回りの定期預金です。利率はお預入れ時の市場情勢に応じて決定されます。	1か月以上 5年以内	1千万円以上
期 日 指 定 定 期 預 金	個人のお客さまを対象とした1年複利の高利回り預金です。お預入れ後1年を経過すると、預金の一部支払いをすることもできます。	最長3年	千円以上 300万円未満
変 動 金 利 定 期 預 金	お預入れから6か月ごとに適用される金利が変動します。個人のお客さまにかぎり、期間3年の半年複利型がご利用になれます。	2年以上 3年以内	千円以上
定 期 積 金 (スーパードルブル定期積金)	目標を定めて、毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。お客さまのご自宅や職場へ、毎月集金にお伺いさせていただきます。	1年以上 5年以内	千円以上
定 期 積 金 (貯めたるでえ)	「目指せ！夫婦で世界一周」などの貯蓄目的や好きな言葉を通帳に印字することができます。貯蓄目標の達成に意欲が湧きます。	1年以上 5年以内	3千円以上
利息優遇商品			
インターネット定期預金 (クリック定期預金) (3か月・6か月・1年・3年)	個人インターネットバンキングのご契約をいただいているお客さま専用の利息優遇定期預金です。ご自宅のパソコンやスマートフォンから簡単に定期預金のお申込み等をしていただくことができます。	3か月 6か月 1年 3年	1人あたり預入 上限額なし 1口1万円以上 1,000万円以内
ひらしん年金定期預金 (スーパードルブル定期1年・3年)	個人のお客さまのうち、当金庫で公的年金をお受取りいただいている方、および新たに年金のお受取りのご指定をいただいた方を対象とした利息優遇定期預金です。マル優扱いも利用できます。	1年または3年	30万円以上 1,000万円以内
優 々 時 代 (スーパードルブル定期1年・3年)	個人のお客さまで満60歳以上の方、あるいは満60歳未満で遺族基礎年金か障害基礎年金の受給資格をお持ちの方を対象とした利息優遇定期預金です。マル優扱いも利用できます。	1年または3年	30万円以上 350万円以内

融資商品のご案内

対象・種類	資金使途	融資限度	期間
個人向け			
住宅ローン	新築物件・中古物件のご購入や既存ローンの借り換えなど、お客さまのご要望に合わせた住宅ローンをご用意しております。お客さまの万が一に備えた「がん保障特約」「三大疾病保障特約」「就業不能保障保険」付きの住宅ローンも取り揃えております。	1億円以内	35年以内
リバースモーゲージローン「あんしん」	所有不動産を有効に活用し、安心で豊かなセカンドライフの実現を応援するローン商品です。住宅ローンの借り換えや賃貸物件の場合は改修費用等にご利用いただけます。	1億円以内	2年毎の自動更新
目的ローン<マイカープラン>	お車に関することならお任せください。新車・中古車・自動二輪車等の購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、車庫設置費用のほか、他金融機関で借り入れたマイカーローンのお借換も可能です。インターネットで簡単に仮審査のお申し込みをいただくことができます。	1,000万円以内	6か月以上 10年以内 (元金据置最長6か月を含む)
目的ローン<教育プラン>	中学校から大学院、その他予備校や専門学校の入学金や授業料などの学校納付を要する学費・受験費用・教科書代のほか、下宿費用等にもご利用いただけます。他の金融機関で借り入れた教育ローンのお借換も可能です。インターネットで簡単に仮審査のお申し込みをいただくことができます。	500万円以内 医学部・歯学部は 1,000万円以内	6か月以上 10年以内 + 据置期間 (最長4年9か月)
目的ローン<リフォームプラン>	オール電化設備資金、太陽光発電システム設備資金、窓や床の断熱改修資金、バリアフリー改修資金、その他リフォーム資金として幅広くご利用いただけます。他の金融機関で借り入れたリフォームローンのお借換も可能です。インターネットで簡単に仮審査のお申し込みをいただくことができます。	1,000万円以内	6か月以上 15年以内
フリーローン 小口フリーローン	事業性資金及び旧債返済資金以外のあらゆるお使いみちに幅広くご利用いただけます。	200万円以内 100万円以内	7年以内 //
ひらしん・スピード500	お使いみちは特に限定いたしません。車、リフォーム、旅行、プライダルのほか、事業性資金や借り換えにもご利用いただけます。インターネットで簡単に仮審査のお申し込みをいただくことができます。	500万円以内	6か月以上 10年以内
フリー1000 Webフリー500	ご来店・スマホ・パソコン、お客さまのライフスタイルにあわせてお申し込み方法をご選択いただけます。事業性資金以外のあらゆるお使いみちに幅広くご利用いただけます。なお、Webフリーローン500は融資の申込から実行までご来店不要のWeb完結型の商品となっております。	1,000万円以内 500万円以内	どちらの商品も 6か月以上 10年以内
カードローン 小口サポート10・20・30・50 しんきんカードローン	ATMでお借入・ご返済をしていただけます。健全で文化的な生活を営むために必要な消費資金であればご自由にご利用いただけます。設定金額の範囲内で繰り返しご利用いただけます。不意の出費にも安心です。	10～50万円以内 10～100万円以内	3年毎の自動更新 //
借換住宅ローン	公的住宅融資や他金融機関での住宅ローンの借り換え専用ローンです。保証料及び団体信用生命保険料は融資利率に含まれます。	1,000万円以内	6か月以上 20年以内
セカンドライフ サポートローン	ゆとりと充実のセカンドライフをスピーディーに応援いたします。年金支給月にあわせて「隔月返済」も可能です。	100万円以内	6か月以上 5年以内
教育カードローン	就学にかかる学校等への納付金及び就学にかかる付帯費用にご利用いただけます。在学期間中は設定金額の範囲内で繰り返しご利用いただけます。	500万円以内	利用期間：在学中 返済期間：卒業後 10年以内
職域サポートローン 職域フリーローン	様々な目的でご利用いただける職域サポート契約先限定の金利優遇ローンです。	500万円以内	10年以内
事業者向け			
割引手形 手形貸付 証書貸付	事業資金としての 運転資金 設備資金		
でんさい割引	電子記録債権(=でんさい)の割引も取扱っております。従来の手形とは異なり、必要な分だけ分割して割引をすることができるので、より柔軟な資金繰りが可能となります。		
創業支援対応型融資 「アシスト」	これから創業される方、または創業間もない方(税務申告2期未満)を対象に「創業の夢」と「次へのステップ」を全面的にアシストいたします。	不動産担保： 1,000万円以内 無担保： 500万円以内	運転資金：3年以内 設備資金：5年以内
地域密着中小・零細企業 対応型融資「フレッチェ」	がんばる中小・零細企業をスピーディーにサポートする事業性融資です。	100万円以上 1,000万円以内	6か月以上 5年以内
医療ビジネス応援資金 「メディカルフレッチェ」	病院・診療所向けの大阪府の制度融資です。地域医療を担う中小医療機関を全面的にバックアップします。	10億円以内	運転資金：5年以内 設備資金：25年以内
介護ビジネス応援資金 「介護フレッチェ」	介護事業者向けの大阪府の制度融資です。地域包括ケアシステムを担う中小介護事業者を全面的にバックアップします。	5億円以内	運転資金：5年以内 設備資金：25年以内
制度融資	各地方自治体の制定する各種制度融資がご利用いただけます。		

※融資商品に関しましては、商品内容を十分にご確認のうえ、ご利用ください。
商品内容の詳細につきましては、お近くの当金庫本支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

手数料のご案内 (2022年7月1日現在)

為替手数料

(税込)

(単位:円)

【振込手数料】(1件につき)

振込の種類	手 数 料					インターネットバンキング		
	窓口利用	ATM 口座振込 (CDカード)	ATM 現金振込	FBサービス	HBサービス	事業者向け(WEB-FB)		個人
						スマートFB		
当金庫宛	220	0	220	0	0	0	0	0
他店宛	440	220	330	110	110	110	110	220
他行宛	880	550	660	330	330	330	330	440
			基本月額	3,300	1,100	3,300	1,100	0

※振込手数料は、振込結果の成否に関わらず、手続きが完了したお取引に対して発生いたします。なお、発生した振込手数料は返却できませんので、必ず振込内容を十分にご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

※返却された振込資金を再度お振込される際には、あらかじめ振込手数料をいただきます。

【代金取立手数料】(1件につき)

代金取立の種類	手 数 料
当 所	
当金庫本支店宛	220
他行庫宛	440
他 所	
他行庫宛(普通)	660
他行庫宛(至急)	1,100

【組戻・返却手数料】(1件につき)

種 類	手 数 料
送金・振込組戻料	660
不渡手形返却料	660
取立手形組戻料	660

※お客さまのお申し出により組戻(送金・振込の取消)をする場合には、上記組戻料がかかります。

※振込資金の返却のいかに関わらず、振込手数料と組戻料は返却できませんので、予めご了承ください。

預金関連手数料

(税込)

(単位:円)

【ATMの利用時間と現金引出手数料】

曜 日	利 用 時 間 帯	当金庫および 大阪府下信用金庫のカード	その他の 信用金庫のカード	信用金庫以外のカード
平 日	～ 8:45	無 料	110	220
	8:45 ～ 18:00	無 料	無 料	110
	18:00 ～	無 料	110	220
土 曜 日	8:00 ～ 9:00	無 料	110	—
	9:00 ～ 14:00	無 料	無 料	110
	14:00 ～ 17:00	無 料	110	220
	17:00 ～	無 料	110	—
日曜日・祝日	8:00 ～ 9:00	無 料	110	—
	9:00 ～ 17:00	無 料	110	220
	17:00 ～	無 料	110	—

(注) 当金庫の本支店および店外ATMでカード出金をご利用の場合です。

利息制限法の改正により、実際ご負担いただく手数料が相違する場合がございます。

P54の店舗一覧において■印の付いた店外ATMにつきましては平日の営業時間を7:00～22:00、○印の付いた店外ATMにつきましては平日の営業時間を9:00～23:00、◆印の付いた店外ATMにつきましては平日の営業時間を7:00～23:00にそれぞれ拡大しております。

【小切手・手形帳発行手数料】

種 類	内 容	手 数 料
小 切 手 帳	1冊(50枚)あたり	1,100
手 形 帳	1冊(25枚)あたり	1,100
マル専口座	□座開設・ 割賦販売通知書1件あたり	5,500
	マル専手形1枚あたり	550

【貯蓄預金払戻回数超過手数料】

貯蓄預金の種類	内 容	手 数 料
貯蓄預金Ⅰ型	月間の払戻回数 6回目以降1回毎	110
貯蓄預金Ⅱ型	—	—

【取引明細発行・情報開示手数料】

種 類	内 容	手 数 料
取引明細発行・情報開示	1枚あたり	220

※1顧客毎の上限は2,200円とします。

【再発行手数料】

種 類	内 容	手 数 料
通 帳	1冊あたり	1,100
証 書	1枚あたり	1,100
キャッシュカード	1枚あたり	1,100
貸金庫カード	1枚あたり	550

【残高証明書発行手数料】

種 類	内 容	手 数 料
残高証明書	1通あたり	330

【自己宛小切手(預金小切手)発行手数料】

種 類	内 容	手 数 料
発行手数料	1通あたり	550

【しんきん電子記録債権サービス*・取引別手数料(1件あたり)】

取引種類	取引内容	PC利用	書面代行
発生記録(債務者請求)	約束手形振出	440	1,540
発生記録(債権者請求)	為替手形振出	440	1,540
譲渡記録	手形の裏書譲渡	440	1,540
分割譲渡記録	一部金額の譲渡	440	1,540
開 示	特例開示のみ	0	3,300
残高証明書	都度発行	—	4,400
	定例発行	—	2,200

※しんきん電子記録債権サービス*をご利用いただくには、当金庫インターネットバンキングのご契約が必要となります。

【未利用口座管理手数料】

種 類	内 容	手 数 料
未利用口座	年 間	1,320

2年以上預入れ、または払戻し(利息の組入れ及び手数料の引落しを除く。)の利用がない預金残高が1万円未満の普通預金口座・貯蓄預金口座が対象。手数料引落しに際して口座残高が手数料に満たない場合は、残高が0円になるまで引落しを行い、当該口座を自動解約いたします。

融資関連手数料

(単位:円)

【住宅ローン事務取扱手数料】

区分	手数料
ローン事務取扱手数料	22,000

【住宅ローン不動産担保調査手数料】

区分	手数料
不動産担保調査手数料	33,000

【住宅ローン繰上返済手数料】

区分	手数料	
全額繰上	融資実行日から3年以内	11,000
	融資実行日から3年超5年以内	7,700
	融資実行日から5年超7年以内	5,500
	融資実行日から7年超10年以内	3,300
	融資実行日から10年超	0
一部繰上	返済額を変えずに期間短縮	3,300
	弁済期間内で返済額を減額	5,500

【住宅ローン返済方法変更事務手数料】

区分	手数料
返済方法変更事務手数料	5,500

【住宅ローン金利条件変更手数料】

区分	手数料	
固定金利型(3年型・10年型)において固定期間終了時に他の期間の固定金利型または変動金利型に変更する場合	5,500	
変動金利型から固定金利型へ変更する場合	融資残高×0.3% +消費税	
	残高1,000万円超の場合	
	残高1,000万円以下の場合	33,000

【住宅ローン以外の融資の返済条件変更】

区分	手数料	
全額繰上	融資実行日から3年以内 かつ残高300万円以上	11,000
	融資実行日から3年超5年以内 かつ残高300万円以上	7,700
	融資実行日から5年超7年以内 かつ残高300万円以上	5,500
	融資実行日から7年超 または残存期間が2年以内	0
一部繰上	返済額を変えずに期間短縮	3,300
	弁済期間内で返済額を減額	5,500
条件変更	保証協会保証付融資	5,500
	一般融資	11,000
	複数口座を同時に条件変更する場合は 2口目から	2,200

※繰上返済の手数料は当初貸付期間が5年以上、かつ割賦分割返済の融資が対象となります。
※条件変更手数料は保証会社に対する手数料が発生する場合は不要となります。

【期限前弁済手数料】

区分	手数料
期限前全額弁済および 期限前一部弁済	「期限前弁済に関する特約書」に定められた手数料をいただきます。

※「期限前弁済に関する特約書」を締結されたお客さまが対象となります。

その他の手数料

(税込)

(単位:円)

【貸金庫】

区分	手数料
A型(7.6×25.8×55.5)	6か月あたり 6,050
B型(9.6×25.8×55.5)	6か月あたり 7,700

【全自動貸金庫-1】

区分	手数料
A型(6.5×26.0×45.0)	6か月あたり 6,050
C型(14.0×26.0×45.0)	6か月あたり 11,000
D型(21.6×26.0×45.0)	6か月あたり 19,250

※設置店舗:本店営業部

【全自動貸金庫-2】

区分	手数料
A型(6.5×26.0×45.0) (6.0×26.0×35.0)	6か月あたり 6,050
B型(10.2×26.0×45.0) (10.0×26.0×35.0)	6か月あたり 7,700
C型(14.0×26.0×45.0) (14.0×26.0×35.0)	6か月あたり 11,000

※設置店舗:寝屋川支店・大和田支店・四条畷支店・家具町支店・長尾支店・門真東支店

※区分サイズ下段は、大和田支店のサイズとなります。

【株式払込】

区分	手数料
株式払込委託契約	株式払込金額 ×0.0025 +消費税

【硬貨入金手数料】

合計枚数	手数料
1～500	無料*
501～1,000	330
以後500枚増加毎追加	330

※500枚までの硬貨入金につきましては、お一人様1日1回に限り無料とさせていただきます。なお、計数後、ご入金を取りやめる場合も手数料がかかります。

【ローンカード】

区分	手数料
再発行手数料	1,100

【割引手形取立手数料】

決済場所	内容	手数料
当所	当金庫本店	1枚あたり 220
	他行庫宛	1枚あたり 440
他所	1枚あたり	660

【借換住宅ローン融資取組手数料】

区分	手数料
融資取組手数料	11,000

【アパート・マンションローン担保調査手数料】

区分	手数料
担保調査手数料	33,000

【事業性融資事務手数料】

区分	内容	手数料
事務手数料	創業支援対応型融資「アシスト」	11,000
	地域密着中小・零細企業対応型融資「フレッチェ」	11,000
	小口事業性融資「やる気満々α」	5,500
	その他事業性融資1千万円超※	11,000
	その他事業性融資1千万円以下※	5,500

※不動産担保事務取扱手数料が発生するもの及び保証協会の制度融資は除きます。

【不動産担保事務取扱手数料】

種類	区分	手数料	
設定	(根)抵当権新規設定	55,000	
	共同担保設定(1件追加毎)	11,000	
	追加担保設定(1件追加毎)	11,000	
変更	極度額・順位・債務者の変更、第三者譲渡等	11,000	
調査費	上記の不動産担保の設定、変更及び商品物件貸出の期限延長時に担保物件の現地調査を伴う場合は、別途調査費が必要です。	営業区域内	11,000
		近郊	22,000
		近郊外	33,000
		近畿2府4県外	実費相当分を加算
		収益物件加算(1億円未満)	22,000
		収益物件加算(1億円以上)	55,000
抹消	抹消	区分所有建物加算	11,000
		抹消委任状作成(1枚毎) 10筆以上を抹消する場合 (1枚毎加算)	5,500

【その他】

区分	手数料
各種承諾書等発行	11,000

(注意事項)

融資商品に関しましては、上記手数料のほか保証会社に対する事務取扱手数料等が必要となる場合がございます。

【両替及び金種指定出金手数料】

両替(金種指定)枚数	窓 口	両 替 機
1～10	無料*(110)	100
11～500	550	300
501～1,000	1,100	600
以後500枚増加毎追加	550	

※当金庫口座をお持ちのお客さまに限り、窓口での両替につきましては、お一人様1日1回に限り10枚まで無料とさせていただきます。

●金種を指定したご出金につきましては、指定枚数に応じて当庫所定の手数をいただきます。なお、お一人様1日1回(出金伝票を分割されなくても合算して計算します。)に限り無料とさせていただきます。

●手数料が必要となるお取引

- ①両替(紙幣→硬貨・硬貨→紙幣、紙幣→紙幣、新券へ両替)
- ②金種を指定したご出金

●その他の注意事項

- ①両替枚数は持込枚数または両替後枚数のいずれか多い方で計算させていただきます。
- ②金種を指定してご出金される場合についても、上記手数料の対象とさせていただきます。
- ③記念貨への両替や汚損した紙幣・硬貨の両替についても、上記手数料の対象とさせていただきます。

●両替機設置店舗につきましては、店舗一覧にてご確認ください。

ひらしんのあゆみ

【 昭 和 】			【 平 成 】		
25年	8月	枚方信用組合設立	18年	4月	ひらしん経営塾21発会
27年	6月	枚方信用金庫に改組		8月	インターネットバンキング取扱開始
	10月	寝屋川支店開設	19年	6月	四条畷支店JR四条畷駅前出張所開設
28年	3月	全国信用金庫連合会加入		12月	預金量3,000億円達成
	4月	国民生活金融公庫代理業務開始	20年	4月	交野支店JR河内磐船出張所開設
	10月	守口支店開設		8月	理事長:橋本 幹雄 就任
30年	12月	中小企業金融公庫代理業務開始		12月	くずは支店かごの屋くずは店出張所開設
31年	3月	住宅金融公庫代理業務開始	21年	7月	本店営業部御殿山出張所開設
34年	12月	中小企業退職金共済事業団代理業務開始		12月	四条畷支店大東出張所開設
35年	8月	創立10周年記念式典挙行		12月	東香里支店JR星田出張所開設
37年	9月	牧野出張所開設	22年	4月	ひらしん年金友の会設立
39年	11月	牧野支店(出張所昇格)		7月	ひらしん若手経営者の会発会(ひらしん経営塾21より改組)
40年	5月	大和田支店開設		8月	創立60周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈
41年	7月	本店新築移転	24年	3月	牧野支店牧野駅前出張所新築移転
44年	1月	四条畷支店開設		5月	長尾支店新築移転
	9月	預金量100億円達成		11月	星丘支店増築リニューアルオープン
45年	8月	創立20周年記念式典挙行	25年	2月	長尾支店JR長尾駅前出張所新築移転
46年	9月	枚方公園前支店開設		6月	理事長:吉野 敬昌 就任
	10月	大阪府信用金庫協会共同事務センター加盟		12月	本店営業部枚方市駅前出張所開設
47年	1月	会 長:小林 喜一郎 理事長:小野 熊三郎 就任	26年	8月	日本政策金融公庫(守口支店)と創業支援融資について連携開始
	12月	くずは支店開設	27年	1月	株式会社朝日信託と信託契約代理店委託契約締結
49年	12月	日本銀行当座取引開始		8月	創立65周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈
50年	11月	本店営業部日本銀行歳入代理店事務取扱開始		10月	忍ヶ丘支店イオンモール四條畷出張所開設
51年	9月	忍ヶ丘支店開設		12月	京阪ホールディングス株式会社と包括連携協定締結
52年	11月	交野支店開設	28年	3月	枚方市と包括連携協定締結
54年	7月	預金量500億円達成		6月	寝屋川市と包括連携協定締結
	11月	家具町支店開設		7月	寝屋川支店新築移転
55年	8月	創立30周年記念式典挙行		7月	交野市と包括連携協定締結
56年	8月	寝屋川支店・くずは支店両替商業業務取扱開始		8月	四條畷市と包括連携協定締結
57年	12月	津田支店開設		8月	大東市と包括連携協定締結
58年	2月	理事長:竹川 修 就任		11月	守口市と包括連携協定締結
	7月	光善寺駅前支店開設		12月	四条畷支店新築移転
59年	1月	国債窓口販売取扱開始	29年	2月	関西医科大学と包括連携協定締結
	5月	本店営業部甲斐田出張所開設		2月	門真市と包括連携協定締結
	11月	本店営業部星丘出張所開設		3月	スターツ信託株式会社と信託契約代理店委託契約締結
60年	3月	長尾支店開設		9月	信金中央金庫と信託契約代理店委託契約締結
	6月	克己会館竣工	30年	5月	門真東支店新築移転
	8月	預金量1,000億円達成	31年	3月	枚方市の待機児童解消のため、旧岡本町研修所をめぐみ会「常称寺枚方駅前保育園」に実質無償で貸与
62年	11月	甲斐田支店(出張所昇格) 星丘支店(出張所昇格)			
	12月	星丘支店星ヶ丘厚生年金病院出張所(現:星ヶ丘医療センター出張所)開設			
【 平 成 】			【 令 和 】		
元年	2月	全店自動サービスコーナーATM自動運行	元年	8月	「しんきんバンキングアプリサービス」の取扱開始
2年	8月	創立40周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈	2年	3月	常翔学園「大阪工業大学」「摂南大学」と包括連携協定締結
3年	4月	牧野支店牧野駅前出張所開設		4月	預金量4,000億円達成
	11月	東香里支店開設		6月	貸出金量2,000億円達成
4年	3月	寝屋川西支店開設		7月	大阪国際大学と包括連携協定締結
	10月	門真東支店開設(東洋信用金庫より譲受)		8月	創立70周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈
7年	8月	創立45周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈		9月	新書庫竣工
8年	11月	牧野支店新築移転		9月	家具町支店新築移転
9年	10月	交野支店新築移転		11月	多目的コート竣工
11年	11月	守口東支店開設(不動信用金庫より譲受)	3年	3月	枚方市総合文化芸術センター施設のネーミングライツ獲得
	12月	預金量2,000億円達成		6月	京都北都信用金庫、新宮信用金庫、きのくに信用金庫と包括連携協定締結
12年	4月	枚方信用金庫テニスコート竣工・オープン		9月	大和田支店新築移転
	8月	創立50周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈			株式会社たまゆらと包括連携協定締結
		創立50周年記念式典挙行			
13年	3月	スポーツ振興くじ(toto)払戻業務開始			
	4月	損害保険窓口販売開始			
	7月	理事長:木保 一郎 就任			
14年	10月	生命保険窓口販売開始			
17年	1月	決済用預金取扱開始			
	3月	くずは支店東山出張所開設			
	8月	創立55周年記念事業として地元7市、各公共団体へ寄贈			
	10月	光善寺駅前支店ライフ香里園店出張所開設			
	11月	本店営業部関西医科大学附属病院出張所開設			

資料編

資料編では、枚方信用金庫の財務諸表をはじめ、預金や融資の計数および経営指標などをご紹介します。

枚方信用金庫をより深くご理解していただくための参考としていただければ幸いです。

資料編目次

●貸借対照表	33
●損益計算書・剰余金処分計算書	34
●財務諸表の注記	35
●主要な経営指標の推移	38
【経営指標】	38
最近5年間の主要な経営指標の推移・業務粗利益・業務純益・利鞘・総資産利益率・資金運用収支の内訳・利息の増減	
【預金に関する指標】	39
預金積金平均残高・定期預金残高	
【貸出金等に関する指標】	39
貸出金平均残高・金利区分ごとの貸出金残高・貸出金の担保別内訳・債務保証見返の担保別内訳・貸出金業種別内訳・貸出金用途別残高・預貸率・貸出金償却・貸倒引当金の期末残高及び期中増減	
【有価証券に関する指標】	41
商品有価証券の種類別の平均残高・有価証券の種類別の残存期間別の残高・有価証券の種類別の平均残高・預証率・有価証券の時価情報・金銭の信託・デリバティブ取引	
●自己資本の充実の状況等について	43
●リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等	51

損益計算書・剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2020年度	2021年度
経常収益	5,740,956	5,672,733
⑫ 資金運用収益	4,814,549	4,698,105
貸出金利息	3,676,874	3,623,223
預け金利息	155,702	148,917
コールローン利息	-	723
有価証券利息配当金	942,237	883,968
その他の受入利息	39,735	41,272
⑬ 役員取引等収益	571,559	575,849
受入為替手数料	254,246	244,934
その他の役員収益	317,312	330,915
その他業務収益	212,139	112,599
国債等債券売却益	181,183	98,529
その他の業務収益	30,956	14,070
その他経常収益	142,707	286,179
⑭ 償却債権取立益	15,965	254,299
株式等売却益	83,791	9,104
その他の経常収益	42,950	22,774
経常費用	4,773,391	4,454,485
⑮ 資金調達費用	259,949	235,064
預金利息	227,874	204,979
給付補填備金繰入額	1,070	707
借入金利息	29,893	28,153
その他の支払利息	1,110	1,223
⑯ 役員取引等費用	297,600	291,429
支払為替手数料	52,081	64,744
その他の役員費用	245,518	226,685
その他業務費用	80,404	21,863
国債等債券償還損	21,033	20,678
国債等債券償却	58,239	-
その他の業務費用	1,131	1,184
経費	3,703,791	3,739,642
人件費	2,409,015	2,408,718
物件費	1,225,189	1,192,397
税金	69,586	138,526
その他経常費用	431,645	166,485
貸倒引当金繰入額	71,189	119,528
⑰ 貸出金償却	299,186	14,185
株式等売却損	6,570	14,547
株式等償却	35,406	-
その他資産償却	-	5,910
その他の経常費用	19,292	12,314
経常利益	967,565	1,218,247
特別利益	430,246	246,960
固定資産処分益	13,476	245,448
その他の特別利益	416,770	1,512
特別損失	164,064	40,193
固定資産処分損	95,558	38,851
減損損失	16,543	1,342
周年記念事業に伴う特別損失	51,962	-
税引前当期純利益	1,233,747	1,425,014
法人税、住民税及び事業税	376,288	338,680
⑱ 法人税等調整額	△ 24,972	50,620
法人税等合計	351,316	389,300
当期純利益	882,431	1,035,713
繰越金(当期首残高)	2,335,651	2,918,003
周年記念事業積立金取崩額	56,438	-
店舗新改築積立金取崩額	52,000	50,000
当期末処分剰余金	3,326,521	4,003,717

(単位:千円)

科 目	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金	3,326,521	4,003,717
剰余金処分額	408,517	137,815
利益準備金	20,802	14,814
⑲ 普通出資に対する配当金(年2%)	22,276	23,000
特別積立金	365,438	100,000
(うち経営基盤強化積立金)	(200,000)	(-)
(うち周年記念事業積立金)	(6,438)	(-)
(うち機械化投資積立金)	(-)	(-)
(うち店舗新改築積立金)	(159,000)	(100,000)
繰越金(当期末残高)	2,918,003	3,865,902

⑫ 資金運用収益
貸出金や有価証券の利息など、資金を運用して得た収入で、金融機関の収益の中で最大のものです。

⑬ 役員取引等収益
振込手数料など、お客さまにサービスを提供することにより受け入れた収益です。

⑭ 償却債権取立益
貸倒れとして既に償却した貸出金などの回収額です。

⑮ 資金調達費用
資金を調達するために支払った費用で、お客さまに対して支払う預金利息が大半を占めます。

⑯ 役員取引等費用
為替業務にかかる支払手数料やローン商品に対する信用保証料として支出した金額です。

⑰ 貸出金償却
回収見込みのない貸出金などを貸倒処理した金額です。

⑱ 法人税等調整額
税効果会計を適用することにより、当期において発生した税金の調整額です。

⑲ 配当金
当金庫会員の皆さまにお支払いする配当金です。

●税効果会計とは
貸倒引当金や貸出金償却は、会計上の費用として処理されますが、税法上も損金として認められるには一定の要件をみだす必要があります。このような会計上と税法上の取扱いの違いを調整するための仕組みを「税効果会計」といいます。
税効果会計に基づく前払税金に相当するものを「繰延税金資産」、未払税金に相当するものを「繰延税金負債」といいます。貸借対照表においてはそれらを相殺して表示します。

会計監査

2020年度及び2021年度の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認について

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年6月29日

枝方信用金庫
理事長 吉野 敬昌 

*「収益認識に関する会計基準」が適用されたことにより、2021年度から消費税等の会計処理が税込方式から税抜方式に変更されております。

財務諸表の注記

【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19年～50年
 動産 3年～15年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものはないため、すべて零としております。

- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し今後3年間の回収可能見込額を控除し計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。)に係る債権については今後3年間の予想損失額を、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した、融資部資産査定課が査定結果を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付き債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,463百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により、それぞれ発生年度の翌期から損益処理。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在)
 0.3418%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金60百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,097百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は令和4年3月末に収束するとの想定を置いておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においては、その収束時期を令和4年度末となるとの想定に変更しております。当該想定に基づき、当金庫は債務者毎に資金繰りや売上高の推移など業績の推移を勘案したうえで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を債務者区分に反映させ、一般引当金に計上しております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確定であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額3,253百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	835百万円
危険債権額	4,418百万円
要管理債権額	1,908百万円
三月以上延滞債権額	21百万円
貸出条件緩和債権額	1,886百万円
小計額	7,163百万円
正常債権額	209,595百万円
合計額	216,758百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権

権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は担保という形で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は452百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産		担保資産に対応する債務	
有価証券	5,840百万円	預金積金	908百万円
預け金	7,000百万円	借入金	10,581百万円

上記のほか、有価証券を未実行の当座借越の担保として711百万円、また預け金を内国為替決済担保として5,000百万円、未実行の当座借越担保として1,000百万円それぞれ差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額1,079円72銭
20. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や常勤理事会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部管理課と融資部資産査定課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクに関しては、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しており、理事会では実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 価格変動リスクに関しては、有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程及び有価証券管理規程に従い行われております。総合企画部では、市場運用商品の購入にあたっての事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 流動性リスクに関しては、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整、支払準備比率などによって、流動性リスクを管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報に関しては、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと

想定した場合の経済価値は、6,706百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他金利リスク変数との相関を考慮しておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	153,984	154,178	193
(2) 有価証券			
その他有価証券	114,237	114,237	-
(3) 貸出金(*1)	215,578		
貸倒引当金(*2)	△ 1,097		
	214,480	218,126	3,645
金融資産計	482,703	486,542	3,839
(1) 預金積金(*1)	455,057	455,541	483
(2) 借入金(*1)	10,581	10,694	113
金融負債計	465,638	466,236	597

(*1) 貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

財務諸表の注記

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	
非上場株式(*1)	21
非上場出資金(*1)	1,599
合計	1,621

(*1) 非上場株式及び非上場出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	58,000	81,000	1,000	2,000
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	6,800	23,810	39,735	33,344
貸出金(*2)	28,153	76,322	53,047	52,721
合計	92,953	181,132	93,782	88,066

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	126,166	115,241	—	—
借入金	5,435	1,740	2,176	1,228
合計	131,601	116,982	2,176	1,228

(*1) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,395	997	398
	債券	27,225	26,867	357
	国債	2,648	2,602	45
	地方債	4,131	4,096	35
	社債	20,444	20,168	276
	その他	18,535	17,741	793
	小計	47,156	45,607	1,549
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	388	468	△ 79
	債券	52,806	53,409	△ 603
	国債	5,387	5,560	△ 173
	地方債	22,879	23,099	△ 219
	社債	24,539	24,749	△ 209
	その他	13,886	14,602	△ 716
	小計	67,081	68,480	△ 1,398
合計	114,237	114,087	150	

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	74	0	△ 14
債券	3,585	24	—
国債	302	3	—
地方債	1,605	5	—
社債	1,678	16	—
その他	405	82	—
合計	4,066	107	△ 14

24. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度中において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、その他有価証券のうち時価が把握できるものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない

場合であります。また、市場価格のない株式については、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、当該実質価額がその取得原価に比べて50%以上低下している場合としております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は14,596百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,014百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付け加えられております。また契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
減価償却費	103
役員退職慰労引当金	64
貸倒引当金	299
賞与引当金	39
退職給付引当金	132
その他	194
繰延税金資産小計	834
評価性引当額	△ 457
繰延税金資産合計	376
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	42
前払年金費用	10
資産除去債務	2
繰延税金負債合計	55
繰延税金資産の純額	321

27. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 33百万円

28. 会計方針の変更

- (1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更により経常利益及び当期純利益は18百万円減額されております。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる影響はありません。

29. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額44円82銭

主要な経営指標の推移

【最近5年間の主要な経営指標の推移】

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	(千円)	5,345,751	5,398,982	5,590,154	5,740,956	5,672,733
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	1,013,212	1,056,294	1,079,546	967,565	1,218,247
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	934,852	738,437	799,190	882,431	1,035,713
出資総額	(百万円)	1,077	1,091	1,094	1,146	1,161
出資総口数	(千口)	21,556	21,836	21,894	22,928	23,224
純資産額	(百万円)	22,318	23,113	22,502	24,858	24,860
総資産額	(百万円)	396,254	414,967	428,868	477,362	493,830
預金積金残高	(百万円)	365,678	381,381	397,043	444,159	455,057
貸出金残高	(百万円)	174,710	176,957	190,052	216,007	215,578
有価証券残高	(百万円)	98,025	96,869	93,477	107,453	114,259
単体自己資本比率	(%)	11.51	11.46	11.06	11.77	12.17
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	(円)	1.50	1.50	1.50	1.00	1.00
役員数	(人)	12	12	12	12	12
うち常勤役員数	(人)	9	9	9	9	10
職員数	(人)	312	307	301	305	303
会員数	(人)	13,857	13,720	13,634	13,909	13,691

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 総資産額は債務保証見返を除いています。
3. 職員数は他社からの出向者を除いています。

◆ 主要な業務の状況を示す指標 ◆

【業務粗利益】

(単位:千円、%)

	2020年度	2021年度
資金運用収支	4,554,600	4,463,040
資金運用収益	4,814,549	4,698,105
資金調達費用	259,949	235,064
役務取引等収支	273,958	284,420
役務取引等収益	571,559	575,849
役務取引等費用	297,600	291,429
その他の業務収支	131,735	90,735
その他業務収益	212,139	112,599
その他業務費用	80,404	21,863
業務粗利益	4,960,294	4,838,196
業務粗利益率	1.07	0.98

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

【利鞘】

(単位:%)

	2020年度	2021年度
資金運用利回	1.04	0.96
資金調達原価率	0.88	0.83
総資金利鞘	0.16	0.13

【資金運用収支の内訳】

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資金運用勘定	461,738	488,856	4,814,549	4,698,105	1.04	0.96
うち貸出金	207,912	216,130	3,676,874	3,623,223	1.76	1.67
うち預け金	150,954	162,855	155,702	148,917	0.10	0.09
うち有価証券	101,271	107,817	942,237	883,968	0.93	0.81
資金調達勘定	444,190	473,962	259,949	235,064	0.05	0.04
うち預金積金	438,772	466,262	228,945	205,687	0.05	0.04
うち借入金	5,194	7,454	29,893	28,153	0.57	0.37

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度1,311百万円、2021年度4,396百万円)を控除して表示しております。

【業務純益】

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
業務純益	1,286,516	1,095,375
実質業務純益	1,304,402	1,123,564
コア業務純益	1,202,491	1,045,714
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,084,888	984,425

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭的信託運用見合費用)
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

【利益率】

(単位:%)

	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.20	0.24
総資産当期純利益率	0.18	0.20

総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

主要な経営指標の推移

貸借対照表

損益計算書・剰余金処分計算書

財務諸表の注記

主要な経営指標の推移

自己資本の充実の状況等について

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

【受取・支払利息の増減】

(単位:千円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	487,288	△ 327,648	159,639	202,323	△ 321,029	△ 118,705
うち貸出金	409,452	△ 244,126	165,325	137,766	△ 191,418	△ 53,651
うち預け金	14,211	△ 25,403	△ 11,191	10,882	△ 17,667	△ 6,784
うち有価証券	63,624	△ 58,118	5,505	53,674	△ 111,943	△ 58,269
支 払 利 息	20,517	△ 50,850	△ 30,332	20,660	△ 45,658	△ 24,997
うち預金積金	22,646	△ 50,807	△ 28,160	12,126	△ 35,385	△ 23,258
うち借入金	△ 2,128	△ 43	△ 2,172	8,534	△ 10,273	△ 1,739

(注) 残高と利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて記載しております。

◆ 預金に関する指標 ◆

【預金積金平均残高】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
流 動 性 預 金	194,010	220,343
うち有利息預金	167,696	187,789
定 期 性 預 金	243,704	244,833
うち固定金利定期預金	232,678	234,499
うち変動金利定期預金	123	103
そ の 他	1,057	1,084
合 計	438,772	466,262

【定期預金残高】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
定 期 預 金	232,989	233,032
固定金利定期預金	232,877	232,933
変動金利定期預金	111	99

流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◆ 貸出金等に関する指標 ◆

【貸出金平均残高】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
手 形 貸 付	762	608
証 書 貸 付	202,487	211,131
当 座 貸 越	4,172	3,948
割 引 手 形	490	442
合 計	207,912	216,130

【金利区分ごとの貸出金残高】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
貸 出 金	216,007	215,578
固定金利	97,289	94,086
変動金利	118,718	121,492

【貸出金の担保別内訳】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
当 金 庫 預 金 積 金	5,136	5,030
有 価 証 券	-	-
動 産	39	84
不 動 産	64,944	64,181
そ の 他	942	587
計	71,061	69,883
信用保証協会・信用保険	54,668	55,782
保 証	24,523	24,308
信 用	65,752	65,603
合 計	216,007	215,578

【債務保証見返の担保別内訳】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
当 金 庫 預 金 積 金	68	68
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	1,165	1,044
そ の 他	-	-
計	1,233	1,112
信用保証協会・信用保険	-	-
保 証	-	-
信 用	-	-
合 計	1,233	1,112

【貸出金業種別内訳】

(単位:先、百万円、%)

業 種 区 分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	金 額	構 成 比	貸出先数	金 額	構 成 比
製 造 業	294	7,957	3.68	303	9,205	4.26
農 業、林 業	2	2	0.00	2	2	0.00
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,128	27,157	12.57	1,172	27,322	12.67
電気・ガス・熱供給・水道業	1	9	0.00	3	15	0.00
情 報 通 信 業	6	150	0.06	6	97	0.04
運 輸 業、郵 便 業	103	4,365	2.02	105	4,193	1.94
卸 売 業、小 売 業	523	14,526	6.72	527	14,542	6.74
金 融 業、保 険 業	13	5,145	2.38	13	6,152	2.85
不 動 産 業	525	78,394	36.29	554	77,359	35.88
物 品 賃 貸 業	10	1,287	0.59	10	1,237	0.57
学術研究、専門・技術サービス業	108	1,409	0.65	103	1,234	0.57
宿 泊 業	5	1,037	0.48	5	1,213	0.56
飲 食 業	254	3,058	1.41	268	3,033	1.40
生活関連サービス業、娯楽業	217	6,226	2.88	225	5,750	2.66
教 育、学 習 支 援 業	29	263	0.12	33	256	0.11
医 療、福 祉	174	10,403	4.81	183	10,088	4.67
そ の 他 の サ ー ビ ス	233	6,585	3.04	265	6,130	2.84
小 計	3,625	167,980	77.76	3,777	167,837	77.85
地 方 公 共 団 体	10	14,319	6.62	10	13,412	6.22
個 人	6,191	33,707	15.60	6,134	34,328	15.92
合 計	9,826	216,007	100.00	9,921	215,578	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【貸出金使途別残高】

(単位:百万円、%)

	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	107,405	49.72	111,536	51.74
運 転 資 金	108,601	50.28	104,041	48.26
合 計	216,007	100.00	215,578	100.00

【預貸率】

(単位:%)

	2020年度	2021年度
期 末 預 貸 率	48.63	47.37
期 中 平 均 預 貸 率	47.38	46.35

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

【貸出金償却】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
貸 出 金 償 却	299	14

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減】

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2020年度	201	219	-	201	219
	2021年度	219	247	-	219	247
個 別 貸 倒 引 当 金	2020年度	892	767	177	714	767
	2021年度	767	850	8	759	850
合 計	2020年度	1,093	986	177	915	986
	2021年度	986	1,097	8	978	1,097

主要な経営指標の推移

貸借対照表

損益計算書・剰余金処分計算書

財務諸表の注記

主要な経営指標の推移

自己資本の充実の状況等について

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

◆ 有価証券に関する指標 ◆

【商品有価証券の種類別の平均残高】

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

【有価証券の種類別の残存期間別の残高】

2020年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	1,016	-	-	300	4,833	-	6,150
地 方 債	100	811	2,119	1,510	15,183	1,018	-	20,742
社 債	2,599	3,311	7,561	9,445	13,211	9,168	-	45,297
株 式	-	-	-	-	-	-	1,824	1,824
外 国 証 券	2,313	7,638	4,845	1,612	1,873	6,046	-	24,328
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	9,109	9,109

2021年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	707	303	-	-	-	7,025	-	8,035
地 方 債	501	1,706	1,611	1,600	20,193	1,396	-	27,011
社 債	2,054	4,797	6,830	10,049	12,514	8,737	-	44,984
株 式	-	-	-	-	-	-	1,805	1,805
外 国 証 券	3,496	8,535	1,706	2,609	1,665	5,352	-	23,365
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	9,056	9,056

【有価証券の種類別の平均残高】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国 債	4,792	6,487
地 方 債	15,479	23,297
社 債	46,098	44,781
株 式	1,596	1,456
外 国 証 券	25,019	22,981
そ の 他 の 証 券	8,285	8,812
合 計	101,271	107,817

【預証率】

(単位:%)

	2020年度	2021年度
期 末 預 証 率	24.19	25.10
期 中 平 均 預 証 率	23.08	23.12

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

【有価証券の時価情報】

1. 売買目的有価証券

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,098	740	357	1,395	997	398
	債 券	43,882	43,332	549	27,225	26,867	357
	国 債	4,084	3,991	93	2,648	2,602	45
	地 方 債	8,168	8,098	69	4,131	4,096	35
	社 債	31,629	31,242	387	20,444	20,168	276
	そ の 他	25,062	23,941	1,120	18,535	17,741	793
	小 計	70,042	68,015	2,027	47,156	45,607	1,549
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	599	671	△ 71	388	468	△ 79
	債 券	28,308	28,443	△ 134	52,806	53,409	△ 603
	国 債	2,066	2,100	△ 33	5,387	5,560	△ 173
	地 方 債	12,573	12,599	△ 25	22,879	23,099	△ 219
	社 債	13,668	13,744	△ 75	24,539	24,749	△ 209
	そ の 他	8,375	8,629	△ 254	13,886	14,602	△ 716
	小 計	37,283	37,744	△ 461	67,081	68,480	△ 1,398
合 計	107,326	105,760	1,566	114,237	114,087	150	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	127	21

【金銭の信託】

1. 運用目的の金銭の信託

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

3. その他の金銭の信託

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

【デリバティブ取引】

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ第3の柱)

◆ 当金庫の自己資本の状況 ◆

【自己資本の構成に関する開示事項】

(単位:百万円)

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,707	24,728
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,146	1,161
うち、利益剰余金の額	22,586	23,600
うち、外部流出予定額(△)	22	23
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	△ 9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	247
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	247
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,926	24,975
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	30	28
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	23	27
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	53	55
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	23,872	24,919
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	194,102	195,783
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,672	8,890
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	202,774	204,674
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.77%	12.17%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位:百万円)

項 目	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	194,102	7,764	195,783	7,831
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	190,362	7,614	190,770	7,630
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	649	25	650	26
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	789	31	739	29
我が国の政府関係機関向け	1,718	68	1,895	75
地方三公社向け	180	7	180	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,444	1,297	34,069	1,362
法人等向け	53,781	2,151	52,758	2,110
中小企業等向け及び個人向け	29,732	1,189	29,716	1,188
抵当権付住宅ローン	421	16	387	15
不動産取得等事業向け	54,306	2,172	54,297	2,171
3月以上延滞等	435	17	365	14
取立未済手形	24	0	28	1
信用保証協会等による保証付	889	35	878	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,552	62	1,500	60
出資等のエクスポージャー	1,552	62	1,500	60
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	13,434	537	13,302	532
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,880	115	2,880	115
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,896	75	1,896	75
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,057	42	935	37
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	-	-	-	-
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,165	206	6,438	257
ルック・スルー方式	5,165	206	6,438	257
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,672	346	8,890	355
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	202,774	8,110	204,674	8,186

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本の額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ第3の柱)

◆ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) ◆

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度				
国 内		453,149	471,373	217,313	216,758	71,821	80,327	836	673
国 外		23,952	23,345	—	—	23,952	23,345	—	—
地 域 別 合 計		477,102	494,718	217,313	216,758	95,773	103,672	836	673
製 造 業		14,444	16,520	8,244	9,483	5,307	6,210	11	—
農 業、林 業		11	10	4	3	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		29,984	30,313	29,623	29,940	300	300	—	20
電気・ガス・熱供給・水道業		836	1,233	24	31	801	1,201	—	—
情 報 通 信 業		2,036	2,505	162	112	1,706	1,705	—	—
運 輸 業、郵 便 業		10,065	10,787	4,520	4,364	5,397	6,299	—	—
卸 売 業、小 売 業		16,080	15,879	14,735	14,834	1,201	901	0	10
金 融 業、保 険 業		182,037	192,136	5,151	6,163	36,437	35,993	—	—
不 動 産 業		85,461	84,444	80,573	79,483	2,638	2,740	735	566
物 品 賃 貸 業		2,088	1,638	1,288	1,238	800	400	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,644	1,535	1,644	1,535	—	—	—	—
宿 泊 業		1,037	1,213	1,037	1,213	—	—	—	—
飲 食 業		3,651	3,555	3,651	3,555	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		6,697	6,211	6,596	6,211	100	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		291	283	291	283	—	—	—	—
医 療、福 祉		11,701	11,392	11,101	10,792	600	600	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		7,784	7,370	7,147	6,733	603	603	—	—
国・地方公共団体等		60,661	66,167	14,334	13,424	39,879	46,717	—	—
個 人		26,562	26,763	26,562	26,763	—	—	89	106
そ の 他		14,021	14,755	615	587	—	—	—	—
業 種 別 合 計		477,102	494,718	217,313	216,758	95,773	103,672	836	673
1 年 以 下		94,626	93,981	21,537	17,046	5,111	6,846		
1 年 超 3 年 以 下		105,064	116,755	18,378	19,989	12,686	15,266		
3 年 超 5 年 以 下		30,330	28,755	16,003	18,697	14,327	10,058		
5 年 超 7 年 以 下		29,470	30,385	17,015	16,074	12,455	14,310		
7 年 超 10 年 以 下		81,060	84,900	49,446	49,160	30,613	34,740		
10 年 超		116,959	119,731	94,379	95,280	20,579	22,451		
期 間 の 定 め の な い も の		19,590	20,209	553	510	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		477,102	494,718	217,313	216,758	95,773	103,672		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金、固定資産、投資信託等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2020年度	201	219	—	201	219
	2021年度	219	247	—	219	247
個別貸倒引当金	2020年度	892	767	177	714	767
	2021年度	767	850	8	759	850
合 計	2020年度	1,093	986	177	915	986
	2021年度	986	1,097	8	978	1,097

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等】

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当 期 減 少 額				期末残高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製 造 業	47	103	103	185	-	-	47	103	103	185	-	1
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	450	424	424	367	26	-	424	424	424	367	26	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	8	7	7	7	-	-	8	7	7	7	-	-
卸 売 業、小 売 業	39	10	10	11	25	8	13	2	10	11	33	13
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	278	147	147	160	126	-	151	147	147	160	226	7
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	1	1	32	-	-	-	1	1	32	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	9	10	11	11	-	-	9	10	10	11	-	-
その他のサービス	54	44	44	58	-	-	54	44	44	58	188	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	7	18	18	17	-	-	7	18	18	17	2	-
合 計	892	767	767	850	177	8	714	759	767	850	477	22

(注) 1. 当金庫は、国内に限られたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	92,482	-	99,728
10%	-	36,563	-	36,974
20%	2,400	163,796	2,901	172,143
35%	-	1,257	-	1,139
50%	12,979	2,582	18,552	1,135
75%	-	37,649	-	37,456
100%	6,745	120,007	4,446	119,631
150%	-	12	-	33
200%	-	-	-	-
250%	-	625	-	576
1,250%	-	-	-	-
合 計	477,102		494,718	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)は含まれておりません。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ第3の柱)

貸借対照表

◆ 信用リスク削減手法に関する事項 ◆

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー】

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,353	3,120	9,737	9,971	-	-	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ◆

2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項 ◆

【保有する証券化エクスポージャーの額】

1. オリジネーターの場合 2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。
2. 投資家の場合 2020年度、2021年度ともに該当する取引はありません。

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項 ◆

【貸借対照表計上額及び時価等】

(単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,255	3,255	4,168	4,168
非上場株式等	1,727	1,727	1,621	1,621
合 計	4,982	4,982	5,789	5,789

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「上場株式等」は、上場株式のほか信金中央金庫優先出資証券、株式関連投資信託です。
 3. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金等です。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売 却 益	83	9
売 却 損	6	14
償 却	35	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

【貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評 価 損 益	341	282

(注) 上場株式のほか信金中央金庫優先出資証券、株式関連投資信託の評価損益です。

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額】

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評 価 損 益	-	-

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ◆

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,388	8,756
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

◆ 金利リスクに関する事項 ◆

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	6,706	6,326	△ 68	△ 118				
2	下方パラレルシフト	0	0	46	34				
3	スティープ化	6,562	6,167						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	6,706	6,326	46	34				
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
		24,919		23,873					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

損益計算書・剰余金処分計算書

財務諸表の注記

主要な経営指標の推移

自己資本の充実の状況等について

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

◆ 当金庫の自己資本の状況 ◆

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、内部留保による資本の積み上げである「利益剰余金」のほか、地域のお客さまからお預かりしている出資金等により構成されています。2021年度末の自己資本249億19百万円のうち、利益剰余金は236億円、出資金は11億61百万円となっております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を積極的に行うことにより自己資本を充実させ、十分な経営の健全性・安全性を保ってまいりました。

将来の自己資本の充実策につきましても、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、当金庫を取り巻く経営環境を総合的に勘案したうえで策定しております。

◆ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） ◆

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性という「融資の5原則」に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

(2) 信用リスクの評価

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するにあたっては、信用リスク計測システムを導入し、リスク計量をベースとした統合的リスク管理態勢の整備を行っております。

なお、個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制を構築しております。

(3) 貸倒引当金

信用コストである貸倒引当金は「自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金については、正常先、要注意先、要管理先の債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対しては非保全額のうち将来見込まれるキャッシュフロー額を控除した金額を、また実質破綻先および破綻先に対しては非保全額の全額を引当しております。

なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(4) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・ジャパン株式会社 (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (S&P)

◆ 信用リスク削減手法に関する事項 ◆

(1) 信用リスクと与信審査方針

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫は、融資の基本方針(クレジットポリシー)において「適切な融資慣行の確立」を掲げており、融資の取上げに際しては、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っております。

リスク管理の観点から、お客さまの財務状況等によっては、担保や保証による保全措置を講じておりますが、これはあくまでも補完的な措置と考えており、担保または保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。また、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

(2) 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預積金や上場株式等があり、当該担保に関しては、当金庫が定める「貸付事務規程」等により、適切な事務処理ならびに適正な評価を行っております。

また、当金庫が扱う主要な保証としては、大阪信用保証協会による保証のほか、金融機関エクスポンージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金による保証などがあります。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を用いる場合がありますが、その際には、当金庫が定める「貸付事務規程」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポンージャーの種類に偏ることなく分散されています。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ◆

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引等があります。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

◆ 証券化エクスポンージャーに関する事項 ◆

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的に証券化取引に関する役割としては、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫においては、有価証券等投資の一環として証券を購入する場合、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定し、適正な運用・管理を行っております。

当金庫では現在、証券化エクスポンージャーに関する取引は該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスクに関する事項 ◆

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各種リスク管理規程を踏まえ、組織体制及び管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスク発生の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスクについては、本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対しての管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項 ◆

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握し、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

◆ 金利リスクに関する事項 ◆

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利リスクとは、金利が変動することにより、保有する資産・負債の経済価値および金利収益が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では金利リスクが経営に与える影響の重大性を認識し、適切に計測、モニタリングし、リスク・リターンを勘案のうえ、安定的な収益確保を目指すことをリスク管理の基本方針としています。

これらの金利リスク以外にも市場リスクや信用リスク等の統合的なリスク量を計測し、自己資本の一定の割合を超えないよう、月次で計測・管理し、理事会に報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
平均満期は1.25年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
最長5年としております。
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
日本円以外の通貨はありません。
- (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE(最大値: 上方パラレルシフト)については、保有資産の期間長期化等により増加しました。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の金利上昇時の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響を定期的に検証しております。収益管理や経営上の判断その他の目的で金利リスクを評価する場合には、市場環境を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し金利リスクを計測しております。

内部管理上、市場取引においては、BPV等の金利リスク指標を用いてリスクコントロールを行っており、統合的リスク管理においては、信用リスクやその他のリスクとともに資本配賦の枠組みのなかで、自己資本に照らし許容可能な範囲に収まるように管理しております。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

当金庫は、資産の健全性を高め、経営体質の強化を図ることを最重点施策として、不良債権の発生防止とその処理に全力で取り組み、貸出資産の健全化に努めております。

【信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況】

(単位:百万円)

区 分	2020年度	2021年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	927	835
危険債権	3,715	4,418
要管理債権	1,899	1,908
三月以上延滞債権	0	21
貸出条件緩和債権	1,899	1,886
小計 (A)	6,542	7,163
保全額 (B)	5,484	6,139
個別貸倒引当金 (C)	767	850
一般貸倒引当金 (D)	10	11
担保・保証等 (E)	4,705	5,278
保全率 (B)/(A) %	83.82%	85.71%
引当率 ((C)+(D))/(A)-(E) %	42.37%	45.70%
正常債権 (F)	210,771	209,595
総与信残高 (A)+(F)	217,313	216,758

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成しています。
その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

■単体ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	6
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	6
(3) 事業所の名称及び所在地	53

2. 金庫の主要な事業の内容

25

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	3
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の概況	
① 経常収益	38
② 経常利益又は経常損失	38
③ 当期純利益又は当期純損失	38
④ 出資総額	38
⑤ 出資総口数	38
⑥ 純資産額	38
⑦ 総資産額	38
⑧ 預金積金残高	38
⑨ 貸出金残高	38
⑩ 有価証券残高	38
⑪ 単体自己資本比率	38
⑫ 出資に対する配当金	38
⑬ 役員数	38
⑭ 職員数	38
⑮ 会員数	38
(3) 直近の2事業年度における事業の概況	
① 主要な業務の指標	
ア. 業務粗利益・粗利益率・業務純益	38
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、 その他の業務収支	38
ウ. 資金利鞘	38
エ. 総資産経常利益率	38
オ. 総資産当期純利益率	38
カ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り	38
キ. 受取利息及び支払利息の増減	39
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、 その他の預金の平均残高	39
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金残高	39
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	39
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金残高	39
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	39
エ. 業種別の貸出金残高及び構成比	40
オ. 用途別の貸出金残高	40
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	40
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 [該当ございません]	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	41
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	41
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	41

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) 中小企業の経営の改善 及び地域の活性化のための取組み	15
(2) コンプライアンス(法令等遵守)の体制	19
(3) 金融ADR制度への対応	21
(4) リスク管理の体制	23

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書 及び剰余金処分計算書	33~37
(2) 会計監査人の監査を受けている旨	34
(3) 代表者による確認書	34
(4) 次に掲げるものに関する取得価額 又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	41
② 金銭の信託	[該当ございません]
③ 施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	[該当ございません]
(5) 自己資本の充実の状況	43~50
(6) 貸出金償却の額	40
(7) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減	40
(8) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から ④までに掲げるものの合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51
② 危険債権	51
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	51
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	51
⑤ 正常債権	51

6. 報酬等に関する事項

14

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条における規定)

該当がないことから掲載しておりません。

○任意開示項目

1. 地方創生に関する取組み	7
2. ひらしんの活動・トピックス	10
3. 総代会制度について	11
4. サービス・商品のご案内	26
5. 手数料のご案内	29
6. ひらしんのあゆみ	31



営業地区・店舗のご案内

【営業地区】

- 大阪府** 枚方市・寝屋川市・門真市・守口市・大東市・四條畷市・交野市・高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・東大阪市・三島郡島本町
- 大阪市** 中央区・北区（旧大淀区除く）・東淀川区・淀川区・城東区・鶴見区・旭区・都島区・東成区・西区
- 京都府** 八幡市・京田辺市・相楽郡精華町
- 奈良県** 生駒市

【店舗一覧】



地域をつなぐ《ひらしん》のネットワーク

(●：両替機設置店舗)

● 本店営業部	枚方市岡東町14-36	072(841)1171 (大代)
● 寝屋川支店	寝屋川市初町6-28	072(821)4647 (代)
● 守口支店	守口市桜町5-5	06(6991)3833 (代)
● 牧野支店	枚方市牧野阪2丁目9-15-103	072(856)1531 (代)
● 大和田支店	門真市野里町4-13	072(881)3481 (代)
● 四条畷支店	大東市明美の里町4-6	072(877)1551 (代)
● 枚方公園前支店	枚方市堤町3-24	072(843)5137 (代)
● くずは支店	枚方市楠葉花園町14-1エルくずは	072(856)8601 (代)
	※令和3年6月21日より仮店舗にて営業	
● 忍ヶ丘支店	四條畷市岡山東2丁目1-32	072(879)1331 (代)
● 交野支店	交野市私部西1丁目4-20	072(891)0131 (代)
● 家具町支店	枚方市長尾家具町1丁目7-11	072(868)5111 (代)
● 津田支店	枚方市津田駅前1丁目2-2	072(859)0101 (代)
● 光善寺駅前支店	枚方市北中振2丁目1-24	072(834)8811 (代)
● 甲斐田支店	枚方市甲斐田東町1-12	072(840)3588 (代)
● 星丘支店	枚方市星丘2丁目22-47	072(840)1250 (代)
● 長尾支店	枚方市長尾荒阪1丁目3866-6	072(850)0112 (代)
● 東香里支店	枚方市高田2丁目25-50	072(852)7001 (代)
● 寝屋川西支店	寝屋川市黒原城内町31-10	072(838)7711 (代)
● 門真東支店	門真市下馬伏町26-11	072(884)1571 (代)
● 守口東支店	守口市西郷通4丁目3-8	06(6996)2231 (代)



本店営業部



寝屋川支店



守口支店



牧野支店



大和田支店



四条畷支店



枚方公園前支店



くずは支店(イメージ)
令和5年オープン予定



忍ヶ丘支店

店外ATMコーナー

(平日の営業時間 … ▲ 8:00~21:00 ■ 7:00~22:00
● 9:00~23:00 ◆ 7:00~23:00)

▲ 本店営業部	関西医科大学附属病院出張所	枚方市新町2丁目3-1
■ 本店営業部	御殿山出張所	枚方市御殿山町2-1-1
▲ 本店営業部	岡本町出張所	枚方市岡本町7番1-107
◆ 本店営業部	枚方市駅出張所	枚方市岡東町19-14
■ 寝屋川支店	寝屋川駅前出張所	寝屋川市八坂町15-6
■ 牧野支店	牧野駅出張所	枚方市牧野阪2丁目4-2
■ 四条畷支店	JR四条畷駅前出張所	大東市学園町1-50
■ くずは支店	東山出張所	枚方市東山2丁目46-1
■ くずは支店	かごの屋くずは店出張所	枚方市北船橋町29
● 忍ヶ丘支店	イオンモール四條畷出張所	四條畷市砂4丁目3-2
■ 交野支店	JR河内磐船出張所	交野市森南1-6
■ 光善寺駅前支店	ライフ香里園店出張所	寝屋川市香里新町28-3-1
■ 長尾支店	JR長尾駅前出張所	枚方市長尾元町5丁目21-5
■ 東香里支店	JR星田出張所	交野市星田5丁目11-5
	※令和4年8月31日で営業終了予定	



交野支店



家具町支店



津田支店



光善寺駅前支店



甲斐田支店



星丘支店



長尾支店



東香里支店



寝屋川西支店

金融円滑化苦情・相談窓口

0120(414)051

新商品のご案内等の最新情報は
《ひらしん》ホームページをご覧ください

<http://www.shinkin.co.jp/hirakata/>

ひらしん 検索



門真東支店



守口東支店

スマホ版サイトは
こちら



HIRAKATA SHINKIN BANK

枚方信用金庫 〒573-0032 枚方市岡東町14番36号
TEL : 072-841-1172(代)
ホームページURL : <http://www.shinkin.co.jp/hirakata/>

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた
見やすいデザインの文字を採用しています。



この冊子は、環境にやさしい植物油インキを
使用しています。



この冊子は、グリーンプリンティング認定工場
が製造し、グリーン基準に適合した印刷資材を
使用しています。

